

議事日程(第2号)

平成21年9月9日 午前10時00分開議

- 日程第1 認定第1号 平成20年度高鍋町一般会計歳入歳出決算について
- 日程第2 認定第2号 平成20年度高鍋町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について
- 日程第3 認定第3号 平成20年度高鍋町老人保健特別会計歳入歳出決算について
- 日程第4 認定第4号 平成20年度高鍋町下水道事業特別会計歳入歳出決算について
- 日程第5 認定第5号 平成20年度高鍋町介護認定審査会特別会計歳入歳出決算について
- 日程第6 認定第6号 平成20年度高鍋町介護保険特別会計歳入歳出決算について
- 日程第7 認定第7号 平成20年度高鍋町都市計画畑田土地区画整理事業清算金特別会計歳入歳出決算について
- 日程第8 認定第8号 平成20年度高鍋町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について
- 日程第9 認定第9号 平成20年度高鍋町水道事業会計決算について
- 日程第10 議案第60号 高鍋町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第11 議案第61号 高鍋町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部改正について
- 日程第12 議案第62号 高鍋町立保育所設置条例の一部改正について
- 日程第13 議案第63号 財産の無償譲渡について
- 日程第14 議案第64号 財産の無償譲渡について
- 日程第15 議案第65号 高鍋町国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第16 議案第66号 平成21年度高鍋町一般会計補正予算(第3号)
- 日程第17 議案第67号 平成21年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第18 議案第68号 平成21年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第19 議案第69号 平成21年度高鍋町介護認定審査会特別会計補正予算(第1号)
- 日程第20 議案第70号 平成21年度高鍋町介護保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第21 議案第71号 平成21年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計補正予算(第1号)

---

本日の会議に付した事件

- 日程第1 認定第1号 平成20年度高鍋町一般会計歳入歳出決算について

- 日程第2 認定第2号 平成20年度高鍋町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について
- 日程第3 認定第3号 平成20年度高鍋町老人保健特別会計歳入歳出決算について
- 日程第4 認定第4号 平成20年度高鍋町下水道事業特別会計歳入歳出決算について
- 日程第5 認定第5号 平成20年度高鍋町介護認定審査会特別会計歳入歳出決算について
- 日程第6 認定第6号 平成20年度高鍋町介護保険特別会計歳入歳出決算について
- 日程第7 認定第7号 平成20年度高鍋都市計画畑田土地区画整理事業清算金特別会計歳入歳出決算について
- 日程第8 認定第8号 平成20年度高鍋町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について
- 日程第9 認定第9号 平成20年度高鍋町水道事業会計決算について
- 日程第10 議案第60号 高鍋町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第11 議案第61号 高鍋町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部改正について
- 日程第12 議案第62号 高鍋町立保育所設置条例の一部改正について
- 日程第13 議案第63号 財産の無償譲渡について
- 日程第14 議案第64号 財産の無償譲渡について
- 日程第15 議案第65号 高鍋町国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第16 議案第66号 平成21年度高鍋町一般会計補正予算（第3号）
- 日程第17 議案第67号 平成21年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第18 議案第68号 平成21年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第19 議案第69号 平成21年度高鍋町介護認定審査会特別会計補正予算（第1号）
- 日程第20 議案第70号 平成21年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第21 議案第71号 平成21年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計補正予算（第1号）

---

出席議員（15名）

- |            |            |
|------------|------------|
| 1番 緒方 直樹君  | 2番 黒木 正建君  |
| 3番 池田 堯君   | 5番 水町 茂君   |
| 6番 大庭 隆昭君  | 7番 柏木 忠典君  |
| 8番 矢野 友子君  | 10番 岩崎 信也君 |
| 11番 八代 輝幸君 | 13番 中村 末子君 |
| 14番 春成 勇君  | 15番 永谷 政幸君 |
| 16番 時任 伸一君 | 17番 山本 隆俊君 |
| 18番 後藤 隆夫君 |            |

---

欠席議員（1名）

12番 徳久 信義君

---

欠 員（なし）

---

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 壱岐 昌敏君          事務局補佐 野中 康弘君  
議事調査係長 山下 美穂君

---

説明のため出席した者の職氏名

町長	小澤 浩一君	副町長	川野 文明君
教育長	萱嶋 稔君	代表監査委員	黒木 輝幸君
総務課長	間 省二君	政策推進課長	森 弘道君
建設管理課長	曾我部義雄君	農業委員会事務局長	松木 成己君
産業振興課長	長町 信幸君	会計管理者兼会計課長	正崎 博君
町民生活課長	三浦 敏君	健康福祉課長	井上 敏郎君
税務課長	田中 義基君	上下水道課長	芥田 秀則君
教育総務課長	永友 吉人君	社会教育課長	東 啓三君

---

午前10時00分開議

○議長（後藤 隆夫） おはようございます。只今から本日の会議を開きます。

まず、欠席議員が、12番の徳久議員から欠席の届け出がありました。報告をいたしておきます。

---

日程第1. 認定第1号

日程第2. 認定第2号

日程第3. 認定第3号

日程第4. 認定第4号

日程第5. 認定第5号

日程第6. 認定第6号

日程第7. 認定第7号

日程第8. 認定第8号

日程第9. 認定第9号

日程第10. 議案第60号

日程第11. 議案第61号

日程第 12. 議案第 62 号

日程第 13. 議案第 63 号

日程第 14. 議案第 64 号

日程第 15. 議案第 65 号

日程第 16. 議案第 66 号

日程第 17. 議案第 67 号

日程第 18. 議案第 68 号

日程第 19. 議案第 69 号

日程第 20. 議案第 70 号

日程第 21. 議案第 71 号

○議長（後藤 隆夫） それでは、早速日程第 1 でございますが、認定第 1 号平成 20 年度高鍋町一般会計歳入歳出決算についてから、日程第 21、議案第 71 号平成 21 年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計補正予算（第 1 号）まで、以上 21 件を一括議題とし、1 議案ごとに総括質疑を行います。

まず、認定第 1 号平成 20 年度高鍋町一般会計歳入歳出決算について質疑を行います。質疑はありませんか。13 番、中村末子議員。

○13 番（中村 末子君） 13 番、中村末子。ことしからの成果報告書は、写真なども配置され、目で見ると成果もあり理解しやすいと思います。これは、長年議会からの要求に基づいて執行部が努力されたものとして評価できます。

しかし、内容をつぶさに見ますと、助成したとか支出したなどの言葉から示されており、成果報告書としての内容にもう一步及ばないと思っております。例えば、これだけの助成を行い、どのような成果が得られたのかという表現が望ましいと考えます。

例えば、自治公民館に補助した資金の使い道の中で、特筆すべき内容があれば抽出して評価するとか、子育て支援活動でも、公立保育園運営、児童館助成、放課後対策などは、利用している保護者への安心・安全をどう確保してきたかなど、さまざまな観点からの成果報告書が必要ではないかと考えますがいかがでしょうか。

そこで、幾つかの質疑を行い、成果報告書に書き込みたいと考えます。

第 5 次行財政改革大綱に照らしての成果は、どのように精査しているのか、まず答弁を求めます。その項目ごとに対しての説明を求めます。

町税、保育料、住宅使用料の収入未済額が相変わらず大きいようですが、その原因追求はなされているのか、保育園民営化に伴い、公的な機関での収納業務、いわゆる集金作業については考慮できたのか、また住宅使用料については、新築された持田団地での収入未済額についてはどういう展開となってきたのか、入居される当時の啓発活動についてはどのように行い、その成果は十分に発揮されてきたのか、またコンビニ収納が行われているが、その成果はどうだったのか、ただ単に口座引落がコンビニ収納になっただけではないのかなど、成果について述べていただきたいと思います。

不納欠損額についての考え方、どのようになっているのでしょうか。近年、仕事がなくて滞納についても考慮できない家庭もあるようですが、対応はどのようにしてきたのか、滞納整理システムも効果が期待されると導入されましたが、どのような効果、いわゆる成果をもたらしているのか答弁を求めます。

公共事業が少なくなって、事業所の経営がますます苦しくなっている状況があるようです。平成20年度の事業実績は、業者への配分はどのようになってきたのかお伺いします。

国や県からの委託業務について、その資金についてはどのように変化してきたのか答弁を求めます。

歳入の問題で、交付税の伸びの主な理由と、入湯税の減少についての対応はどのように行ってきたのかお伺いします。

主要財政指数についての判断はどのように考えておられるのか。

町有財産について、無駄に取得した物件はないのか、また所有している財産の中で活用できていない財産についての精査はなされているのかどうかお伺いします。

○議長（後藤 隆夫） 町長。

○町長（小澤 浩一君） 町長。お答えいたします。まず、第5次行財政改革大綱の成果についてであります。※平成20年3月31日現在の実績としては、取り組み項目56項目のうち実施済、一部実施、継続中の項目が36項目で、約65%の進捗率となっております。

また、削減効果額については、第5次行財政改革大綱の取り組み項目すべてが決算に反映しているわけではありませんが、約9,500万円となっております。

次に、主要財政指標についてであります。主要な財政指数とは一般的には経常収支比率、実質公債費比率、起債制限比率、財政力指数の4指数のことです。高鍋町の平成20年度における指標は、※経済収支比率90.9%、実質公債費比率18.9%、起債制限比率13.2%、財政力指数0.57となっております。

経常収支比率と財政力指数につきましては比較的良好ではありますが、実質公債費比率及び起債制限比率につきましては依然として高い水準で推移しており、厳しい財政運営にならざるを得ないものと考えております。

その他の質問につきましては、詳細につきましては――担当課長より答弁をいたさせます。――済いません。最初の平成20年と申したそうで、21年の3月31日ということでございます。（発言する者あり）ああ済いません。それから、経常収支比率を経済と言ったそうで、経常収支比率に変えていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（後藤 隆夫） 政策推進課長。

○政策推進課長（森 弘道君） 政策推進課長。まず行革関係について御説明申し上げます。

第5次行財政改革の成果につきましては、只今町長が答弁したとおりでございますが、

※後段に訂正あり

平成21年度に入りまして全体の進捗率も上昇しておりまして、6月末現在で80%の進捗率となっております。

成果の精査に関しましては、担当課から進捗状況、効果等を聞き取るということにして確認をしております。

大綱に記載しております効果額につきましては、決算統計で分析いたします性質別の経費の決算額と異なる場合がありますが、異なる原因につきましては、効果額等を集計する際に、大綱ではその項目に直接関係する経費のみを集計しているということと、決算統計ではすべての決算額を決算統計に沿って集計いたします関係から、若干金額に違いが生じるということがありますので、御理解をお願いをしたいと思います。

また、項目ごとにつきましては、決算審査意見書の37ページのほうに記載してありますが、効果額として算出できるという部分の項目について記載をしております、その項目につきましては9項目を記載させていただいております、その効果額の合計は9,507万3,000円というふうになっております。

続きまして、国や県からの委託業務についてということでございますが、平成19年度と平成20年度の決算額で比較いたしますと、国庫委託金は約40万円増加しております。その要因といたしましては、国民年金事務取扱交付金で、賃金に関しまして物件費として認められたということで、その分が上昇した原因であります。

県委託金につきましては、1,720万円減少となっておりますが、これは参議院議員選挙と県議会議員選挙がなかったということによります。

続きまして、交付税の伸びについて御説明申し上げます。交付税の伸びの主な理由といたしましては、平成20年度から新たに交付税の中に地方再生対策費という分が創出されております、その分が約7,000万円、それと木城町が交付税の不交付団体となったことに伴います従来西都市に一括算入されておりました西都児湯環境整備事務組合分の建設公債分が約8,000万円ございまして、この分が高鍋町に交付ということでその分がふえた原因ということになっております。

あと、主要財政指標についての判断ということでございますが、これについても先ほど町長が説明いたしました、指標の説明と今現在20年度の指標がまだ集計段階ということで確定しておりませんので、平成19年度での、県内の30市町村でございますが、その中の比較ということで御説明を申し上げたいと思います。

まず、経常収支比率というのは、地方公共団体の財政構造の弾力性を判断するための指標ということになっておりまして、地方税や普通交付税のように用途が限定されていない分で、毎年度経常的に収入される財源のうち、人件費、扶助費、公債費の義務的経費に充当された経常一般財源の割合を示すということになっておりまして、これ比率が高いほど財政構造が硬直化してきているということになると思います。県内平均は92.9ということになっておりまして、高鍋町は高いほうから20番目、逆に言いますと低いほうになります、91.0ということになっております。

あと実質公債費比率につきましては、平成18年度に地方債制度が許可制度から協議制度に移行したことに伴いまして導入された指標ということになります。

公債費によります財政負担の程度を示す割合ということになりますが、公営企業や一部事務組合の公債費に準ずる経費を含めて算出するということになっておりまして、18%以上になりますと、その団体については地方債の発行に関しまして国の許可が必要となるということになっております。

25%以上になりますと、一般事業債等の起債についても制限がされるということになってきております。県平均は13.9となっております、高鍋町はこれは高いほうからなんですけど5番目の18.5となっております。

あと、起債制限比率につきましては、地方債の許可制限にかかる指標ということで、地方債許可方針に規定されているものでございまして、15%以上20%未満は要注意団体ですよというふうになっておりまして、20%を超えますと一般単独事業や厚生福祉施設整備事業債等の起債が制限されることがあります。県平均は11.7となっております、高鍋町は高いほうから6番目の13.7となっております。

続きまして、財政力指数につきましては、当該団体の財政力を示す指数ということで、指数が高いほど財源に余裕があるのものと考えられております。基準財政収入額を基準財政需要額で割って得た数値の過去3カ年の平均で示されますが、県平均は0.35ということで、高鍋町は高いほうからこれは3番目になります。0.57ということで、これについては結構いい数字かと思えます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（後藤 隆夫） 税務課長。

○税務課長（田中 義基君） 税務課長。5点ほどの御質疑だったと思います。まず、収納未済額の原因追求はということなんですけれども、常に未済額を少なくする努力を怠らないようには努めてまいりましたけれども、残念ながら1億5,000万円余りで、前年比で200万円ほど減少はしておりますが、依然として大きな額になっております。

その原因として考えられる内容ですけれども、いわゆる派遣切り、それからリストラに遭われた方がいらっしたこと、それから農業とか営業、建設業などの事業経営が相変わらず不振であること、それからまた、一部に家庭内の突然の不幸や病気などの要因によって納付が厳しくなられた方もいらっしたこと、これらなどが収入未済額が縮小できなかった主な原因ではないかと思われま。

それから、コンビニ収納に関してですけれども、コンビニ収納の第一の目的としまして、納税者にとってのいつでもどこでも簡単に納められるという納付環境の改善、これが上げられると思います。

普段、昼間に銀行などの金融機関に行けない方など、休日でも納付ができるということは、利便性とあわせて目に見えない収納における大きな成果だと思っております。収納システム導入によって徴収率が大幅に上がったかといいますと、ごらんいただきますように

ほんの少々の上昇に終わってしまいましたけれども、督促状の発送ですね、この数について見ますと前年比で毎回100枚程度、1,000数百枚減少してきております。

それと、口座の引落との関連ですけれども、コンビニ収納は基本的には金融機関や役場に出向いて納付されていた方からの移行がなされたものというふうに思っておりますので、口座振替の納付額に直接影響を与えるものというふうには判断しておりません。

それから、不納欠損額についての考え方ですけれども、不納欠損の処理につきましては国税徴収法に基づいて執行しておりますが、その額につきましては19年度より1,500万円以上の減収にはなっているものの、今回の町税4税の欠損額2,100万円余りですけれども、の金額につきまして、税の公平公正の観点から欠損処理をしなければならないことに大変悔しい思いは持っております。

しかし、法に基づき執行停止を行い、その状態が3年間続き欠損となる方などは今後も必ずいっしょすることは間違いのない事実であろうと思っております。

最後は、その導入しております滞納整理システム、これを利用することによって滞納者に対しての適正でスピーディーな対応と事務処理がとれるようになってきておりますので、今後もより以上に適正に処理するように心がけてまいりたいと思います。

それから、近年仕事がなく滞納について考慮できない家庭ということですが、その対応はという御質疑ですが、税務課としましてはそのお宅にお伺いするなりおいでいただくなりして、まず納税相談を受けていただいて、その実情を把握することに努めております。

少しずつでも納めることが可能な方には分納で、またその年度内に支払いが難しいという方につきましては年度をまたいでの緩やかな納付をお願いしたりと、何とか納めていただくように粘り強く対応させてもらっております。

現在、求職、職を求める活動をされておられる方につきましては、就職後に再度納税についての相談に来ていただくようにという確認をとらせていただく方法もとっております。

それからもう1点、滞納整理システムの効果、どのような効果をしていることだったと思いますけれども、19年度から本格的に活用しておりますが、その有効性につきましてはこれまでも何度かお答えしてきましたとおり、滞納処分にかかる各種調書の作成の正確さと、その出力のスピード化や滞納者への窓口や電話での対応の迅速化が図れてると思っております。

また、昨年からはコンビニ収納を導入しておりますが、それに際しましてコンビニの納付データ、これを反映できるようにいたしました。この滞納整理システムを改造することによって、最新の納付状況を把握できるようになることが可能になりました。

滞納整理システムで、何よりも時効中断の処理、それとか滞納処分など、これらの法を遵守して正しく速やかに間違えることなく行うように、できるようになったということが一番の効果だというふうに思っております。

既に、このシステムは収納業務を行う上でなくてはならないものになっておりますし、

今後より充実したシステムの能力アップを図りながら、しっかりと利用していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（後藤 隆夫） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（井上 敏郎君） 健康福祉課長。それでは、健康福祉課関連の御質疑についてお答えを申し上げたいと思います。

まず1点目の保育料の収入未済額について、その原因が追求されているのかという御質疑でございますが、先ほど税務課長が税のところでお答えをいたしました。それとほぼ重複をした原因になっております。

まず1つは、父親がリストラされたこと、それから2つ目に、父親が転職を余儀なくされて収入が減少したこと、それから離婚等によって母子家庭になって収入が減少したこと、それから農業所得や事業所得の、景気後退、農業不振というところでの収入の減少が主なものとして上げられております。

それから2つ目に、保育園の民営化に伴って公的な機関での収納業務について考慮はなされたのかということでございますけれども、現在の保育料につきましては、介護保険と併任で徴収嘱託員を雇用をいたしております。

滞納処分的前提となります督促、それから財産調査、滞納処分である差し押さえ等につきましては、公権力の行使そのものであるというふうに思います。

それで、民間の保育園に対して、例えば経費の負担を求めるということは現在も考えております。ただ、保育料の徴収に大きな力を発揮をしていただきます民間保育園の保育料の収納につきましては、随時各保育園の園長さん方に御協力をお願いをして、一定の現在効果が得られるところがございます。今後も引き続きこのような取り組みを行ってきたいというふうに考えてるところでございます。

それから、3点目の不納欠損額についての考え方ということでございますが、保育料の不納欠損処分につきましては、過去にこの処分を一度も行っていないというのが現状でございます。昭和の時代からの保育料が存在をしていたというのが実情でございます。

そのために、今回初めて地方自治法第236条の規定によって不納欠損処分を行ったものでございます。不納欠損処分に当たりましては、時効がまず成立していること、5年という時効がまず成立をしていること、かつ破産宣告を受けた方、それから町外に転出をし、その後所在が不明になった方、それから保護者がお亡くなりになった方について、不納欠損処分を行ったところでございます。

以上でございます。

○議長（後藤 隆夫） 建設管理課長。

○建設管理課長（曾我部義雄君） 建設管理課長。住宅使用料の収入未済額の原因ということですが、公営住宅につきましては、制度上収入がないとか収入の少ない低所得者層の入居の方が対象となりますので、収入未済額の原因はどうしてもこの収入の少ない、生

活困窮者が主なものではないかと思っております。

具体的に申しますと、仕事をしていない、または定職がないため収入が非常に少ないと。それから、母子家庭や年金生活での収入が少ない、ほかにも債務があると。その他というふうに分析をしております、7割以上が生活困窮者、収入が少ない等の経済的な理由によるものというふうに考えております。

未済額を減少させる対策といたしましては、新たな滞納額をふやさないように、現年分の徴収強化を図っているところでございます。また、家賃滞納者本人はもとより、連帯保証人に対しても督促を行ったり、一括納入が困難な者に対しましては分割納入等の指導を行うなど、密に本人たちと接触を重ねておりますが、滞納家賃の減少に向けて今後もまた一層の努力をしながら、適正な町営住宅の管理に努めたいというふうに考えております。

それから、新築された持田団地の未収の件でございます。建てかえ前の住宅から住みかえ者につきましては、移転説明会時において収入の少ないなど、新築用の団地での家賃の支払いが困難な世帯に対しまして、低家賃住宅へのあっせんを行っております。また、住みかえ者の収入未済分につきましては、ほかの滞納者と同様に督促、催告等を行い、滞納家賃の減少に向けて努力しているところでございます。

新規の入居者につきましては、住宅の申し込み時の説明を十分に行い、また納入忘れをなくするために口座引落等の推奨を勧めております。新たな滞納者をふやさないように努めてるところでございます。結果、新規入居者に対しましては、現在収入未済はない状況でございます。

それから、不納欠損の考え方につきましては、先ほど申しましたように、20年度につきまして新たな滞納者を発生させないよう現年の徴収に力を入れ、滞納の額の減少をさせ、将来的には過年度分未済額の減少につながるよう努めてまいりました。

が、20年度におきましては、死亡もしくは退去後行方不明などして現に町営住宅にも居住しておらず、民法上の時効を過ぎている滞納者があるものに対して、今年度不納欠損を行ってきたというところでございます。

以上でございます。

○議長（後藤 隆夫） 総務課長。

○総務課長（間 省二君） 総務課長。総務課関係部分2点でございますけど、まず1点目の公共事業が少なくなつての20年度の事業実績、業者への配分はどうなっているかの御質問でございますが、平成20年度の工事発注状況ですが、指名入札にした工事件数は52件、最終的な変更契約後の金額で6億2,799万円となっております。

そのうち、町内の業者に発注したものは49件、契約金額で5億5,821万7,000円、件数割合で94%、契約金額割合で89%となっております。

また、そのうち土木工事は30件、契約金額2億632万8,000円でありまして、指名クラス別の受注状況はAクラスが4件、契約金額にしまして6,050万4,000円、金額割合29%、Bクラス11件、契約金額1億122万8,000円、金額割合49%、

Cクラス15件の契約金額にして4,459万6,000円、金額割合22%となっております。

クラス別の1社当たりの金額で申しますと、Aクラスは7社ですが1社当たり864万3,000円、Bクラスは5社で、1社当たり2,024万6,000円、Cクラス4社で、1社当たり1,114万9,000円となっております。

それから、もう1点の町有財産について、無駄に取得した物件はないかと、それから財産についての精査の御質問でございますが、無駄に取得した財産というものはございません。現在、活用していない財産については、今後活用するかどうかを検討しながら売り払えるものについては売り払うことになると考えております。

精査については、今後平成23年度に資産公開等にあわせて現在取りまとめ作業を進めているところでございます。

以上です。

○議長（後藤 隆夫） 産業振興課長。

○産業振興課長（長町 信幸君） 入湯税の減少につきましては、とりもなおさず入湯者の減少によるものでございます。近年の不況による入湯者の減少等が経営環境を圧迫するような状況でございます。

そこで、宣伝広告費を含めて経費の削減に努めておりましたけれども、昨年末の運営委員会、あるいは取締役会等を踏まえた上で改めてUMK温泉スタンプラリー、あるいは単独のテレビCMなど、新聞広告を含めて集客に努めておるところでございます。

○議長（後藤 隆夫） 13番、中村末子議員。

○13番（中村 末子君） 13番、中村末子。今答弁をいただいた内容で、私ちょっと不満なところがあるんですね。というのは、しっかりと説明していただきたいのはこの決算の概要及び主要な政策の成果報告書の中に、今答弁していただいたようなところをかいまんでしっかりと報告していただく。

例えば、一番予算の基本、根幹をなしていく、要するに町税収入なりいろんな収入、とにかく執行部がみずからがやっぱり集めていかなければならない、みずからが進んで住民の方が納めていただく部分と、積極的にこちらがアタックしていかないとなかなか納めていただけない、そしてまた納めたくても納められない人たちというのがいらっしやる。

そういうところを、しっかりと状況判断をしていきながら、どうやった政策を展開していくのか、そのことが一番重要な最重要課題だと思うんですね。やっぱり予算が、お金がなければいろんなやりたいことがたくさんあってもやれないということだと思うんです。

だから私は、この監査委員の審査意見書を見たり、成果報告書の中をずっと見てきている限りでは、なぜこういう判断をしてきたのかというところが、非常に疑問に感じるところが幾つもあったから今質疑をしたわけですね。

例えば、保育料の問題でもこの地方自治法によって先ほど説明されました。これは、私が議員になってもう19年になりますけれども、その間やはり私は早い段階での保育料が

納付されてないと、ずっと不納欠損とはしてないと、これはどういうことかと。それは、一定のやはりいわゆる高鍋町の政策方針があったと思うんですね。

でも、不納欠損額をつくったという、処分したって不納欠損額を、欠損額をつくったということは、これ示したということは、逆に言えば大きな政策の方向転換なんですよ。だから、なぜ政策の方向転換を図らざるを得なかったのか、その状況判断をどう精査してきたのか、そこをしっかりと答弁していただけたらというふうに思うんですね。

それから、やはり収納率が、どうしても収入未済額があると、出てくると、これは放置してるわけではないということは先ほど答弁があったと思うんです。だから、税の相談をしっかりと受けていくということを随時されている、そのことについてのやはり一番評価をしていかないと、やっぱりここをおざなりにしてしまったのでは、ただ滞納整理システムに頼ったりコンビニ収納に頼っていくということが、例えばこれが地区で以前、私が高鍋町に来た時には地区で集金というか収納業務というのは行っていたんですね。国民年金を初め水道料金から、税金から水道料金からすべて。

まあそれも個人情報保護法なり何なりということが言われ出して、どうしてもこちらのほうがいいということだったんですが、昨今どうしても給食費が未納が多いと、これは大変だと、運営に支障を来すということがあって、また地区での収納に変わってきてるんですね。

だから、こういうことも含めて本当は保育料の欠損額を出したのと同じような思いを持って、しっかりとこの収入未済額を出さない方向をしていくにはじゃあどうしたらいいのか、住民の皆さんの力を借りていく、それがやっぱり大事じゃないかという方向もひょっとしたら考えていく必要があるんじゃないかと。

逆に言えば、自治公民館への補助金を収納に対する報奨金として従前支払いをしていたけれども、やっぱそれは法規上ちょっとまずいということがあって、報奨金じゃなく補助金という形で変更してきた経過がございます。

だけど、それはあくまでも、以前のやっぱり収納業務に対しての自治公民館への助成というのが大きなねらいだったんじゃないかなと思うんです。だから、これだけ収入未済額が出てきてやはり財政に非常に支障を来すという状況、交付税もあまり増収が期待できないという状況の中では、そういうこともあわせて考えていく必要があったんじゃないかと私は思うんですが、そのことについての答弁は一切なかったので、そういう話し合いというのは高鍋の執行部の中では全然話されてないのかなと、私非常に気になったんですね。

だから、給食費は個別の収納、いわゆる各地域での収納に変更になってきた、これではぼ、私お話を聞いたところによると、調査したところによると、ほぼ100%近い収納が確保できてきていると。100%までとはいかないかもしれないけれども、それに近い形での収納が確保できてるというお話を保護者の皆さんから聞いたんですね。それは私が聞いたのはごく一部です。

でも、それによって、やっぱり困って給食費を納められないという方なんかもひょっと

したら出てきている、それへの対応というのはしっかりと準要保護などを求めていくとか、そういうことをしていくということも大切じゃないかなというふう思うんですね。

だから、私が総括質疑でお願いをしたかったのは、やはりそういう、1年間振り返って私たちはこういうところ、やっぱどういうふうに精査してきたのか、成果を得るためにどういう行動をしてきたのかということをしかり成果報告書に盛り込んでいただかないと行動がわからない、見えないというところでは、私成果報告書にならないと思うんですね。

だから、執行部がどんなに頑張っても、この成果報告書の中にあらわれない限り、執行部が頑張ったということにはならないし、また評価できないという部分があるのではないかなというふうに思うんですね。

例えば、住宅使用料の不納欠損についても、不納欠損なり住宅使用料の収入未済額についても同様のことが言えると思うんですね。というのは、例えば新しい町営住宅ができるときには確かにその負担を、今収入に応じての負担額というふうになっておりますのでね。

基本的に高い、新しく新築されたところには高どまりのところから、ある一定の金額のところから収入に応じた負担額というのが上乘せされていくわけですよ。そういうことを考えたときには、新しい住宅が建つときには確かに納められない人については安い住宅への転居というのをお勧めになると思うんですけども、ところが収入未済額が出てるほかの、例えばもう建築して何年かたったところですね。そういうところでの収入未済額が出ているところの住宅に入居していらっしゃる方、これは条例上できないのか法律上できないのかわかりませんが、本人が希望するなら、やっぱ家賃の安いところに住まわせていただきたいという本人の希望があるのであれば、その辺を柔軟な対応をしていってできるだけ収入未済額をなくしていく。

その、古い住宅があいてなければそれは無理なところもあるんですけども、でもある程度のお金を入れていけば収入未済額を発生させなくても済むんじゃないかというふうに考えるわけですね。

だから、どうしても納められない人、納めることのできない人、収入のない人ということのことはもうしっかり考えていながら、条例上でしっかりと対応できるところは対応できるような条例に変えていくとか、そういうことも検討されなかったのかということが非常に気になるんですね。

毎年毎年同じ私質疑をしてきながら、私も何らの提案もしてこれなかったなということも反省して、今回はちょっと総括質疑の中で、ちょっと違うかもしれませんがそういった対策対応はできなかったのか、私はそこのところが聞きたいと思うんですね。そこをどうしてきたのか、どうやってそこを話し合ってきたのか。

町長は議員出身ですのでよくおわかりだと思んですが、こういう議論はやはり議員時代にもよくされてたと思うんですね。だから、家賃が納められない人をやっぱ、正ヶ井手も私同じ地区なんですけれども、やっぱ家賃というのは収入に応じてですんで、安い家賃の方から言えば1,800円からあるわけですよ。

だから、1,800円やったら何とか納められなくはないんじゃないかなというふうな判断というのもできると思うんです。そういうふうな、総合的な住宅使用料の未済額を減少していくための政策、対策をどうしてきたのかということがやっぱりひとつは聞きたい。

だから、ただできましたと、そしてやっぱりずっと見てみると先ほど税務課長は答弁しましたけれども、要するに口座引落が減ってコンビニ収納がふえたわけではないというような答弁をされたけど、数字的にはしっかりと口座引落が落ちてコンビニ収納が上がってますよね。

そういうことはやっぱり私は聞きたいわけですよ。みんな知らないわけ、私たちも知らないわけだから。だから、本当はあっちからこっちに変えただけの収納業務というのを、幾ら、幾らいろんな収納業務をつくったところで、コンビニ収納とか収納しやすいようなシステムをつくったからといって、今までやっぱり税を納めなければならないと思っていられる方はやはり納められるんですよ、どんなふうにしても。相談に来てでも納められるんです。

でも、納めたくてもお金がない人は相談にも行けないし、まず逃げるわけですよやっぱりそこからね。だから、私たちがどうそれをフォローしていくのか、フォローできるのか、私たち高鍋町の住民になっていらっしゃる方が、本当に高鍋町に住んでよかったと、こういうところまで細かい心遣いをしてもらったと言えるような政策をしっかりと平成20年度やってきたのかどうか。それがやっぱり問われてると思うんですね、この成果、決算では問われると思うんです。

だから、そのことについて私たちが住民に心をどれだけ寄り添ってこれたのか、地方自治法の中で地方公務員がやっぱりできることというのは、住民に心を寄せてしっかりとした福祉の享受をさせたり、私たちができることのすべての法の中で、やはり憲法の25条に規定されてあるような最低生活が維持できるような、そして本当に平和で最低生活が保障されてる日本の国に住んでいて、それがやはり高鍋町の自治体では実施できなかったということになると非常に問題がある。

だから、そのことについてどうだったのかそこを精査してきたのか、私はこの成果報告書でしっかりと上げていただきたいと思ってるんですね。先ほど幾つか述べましたけれども、そのことについてもう少ししっかりとした内容の答弁をお願いしたいと思います。

○議長（後藤 隆夫） ここで暫時休憩をいたします。50分まで休憩をしたいと思います。50分から再開をいたします。

午前10時42分休憩

.....

午前10時50分再開

○議長（後藤 隆夫） 再開いたします。

副町長。

○副町長（川野 文明君） 副町長。まず、決算の概要、主な施策の成果報告書についてで

ございますが、先ほど御質問あったとおり、そういうふうに見えないということであれば、その分については今後成果報告書についても検討はしていきたいというふうに考えております。

それから、収入未済額について、各課にまがりますので私のほうでちょっとお答えいたしますが、それぞれの各課でそれぞれ鋭意努力して対応しておるのは先ほど報告したとおりです。しかしながら、結果として収入未済額がふえたり不納欠損をしたりということで、結果として余りよくない状況が出て、決算で出てきております。

一つは、不納欠損についてもどういう形で、先ほどの保育料の未納額、多分昭和の50年代ぐらいからと思いますが、鋭意今まで徴収に努めてまいりましたがどうしてもできなかったということで、今回こういう形になったのではないかと考えております。

そういうことも含めまして、今後不納欠損のありようについても、先ほどありましたように庁舎内でどういうふうな統一した形でやっていくかというのにも必要だろうし、決算の監査の検証の中にももちろん書いてありますが、そういう形で進めていきたいと思ひますし、いわゆる未納金の徴収についても今まで以上に、方策を考えていきたいということではいかなければならないのではないかとこのように考えております。

以上です。

○議長（後藤 隆夫） 建設管理課長。

○建設管理課長（曾我部義雄君） 建設管理課長。住宅使用料の滞納額の減少の方法の中で、安い住宅への住みかえということがありましたけれども、過去には現在の家賃額よりも安いところへの入居を勧めたということはございます。

ただ、どうしても現在のそのときの家賃よりも安い住宅ということですので、なかなか空き家がなかったりとか、何ですか、当然、例えば現在二部屋ある方が家賃が低いとなると一部屋の住宅だとか、そういった居住環境が変わったりすること等もあって、なかなか本人さん、また当然転居すれば引っ越し費用とかいう本人負担も発生するなどあるだろうと思うんですけども、そういった状況の中で、住みかえが実際には行われなかったちゅうのが実情のようでございます。

○議長（後藤 隆夫） 13番、中村末子議員。

○13番（中村 末子君） 13番。だからですね、保育料について副町長が答弁されましたよね。当然副町長も、もと福祉課にいらして、なぜ私、保育料をね、質疑をしてきたこと何回もあるんです。保育料についても従前からね、ずっと収入未済額であるけれども、これは不納欠損額にしたほうがいいんじゃないと逆に私が提案したこともあるんですけど、間では。でも、それでも、そのときの答弁ではね、多分私の記憶が間違いでなければ、やはり同じ子供を預けている人たちの中の不公平感が出ないようにしていくための政策として、保育料は未済額で置いて欠損とはしないというふうな答弁だったと思ひます。

だから、それが方向転換したわけですから、平成20年度は方向転換したわけですから、方向転換をした理由をね、逆に言えば私からずっと提案していたにもかかわらず、不納欠

損額としたほうがより運営がスムーズにいくんじゃないと、いつまでも過去の分を、もうだれもないというようなものを残しておくよりも不納欠損としたほうがいいんじゃないと、逆に私はずっと提案してきたんですね。だから、その方針変更をされたと思っていますんですよ。だから、私から提案されたからという答弁でもいいし、何でもいいんだけど、方針変更する一番大きな理由は何だったのかと聞きたいわけですよ。それがね。

そして、ちょっと先ほどは言いませんでしたけれども、町有財産についてですね。むだに取得しているところはないというふうにおっしゃいましたよね。私はだから、この答弁でね、私、お願いしたいのは、例えば私たち町有財産の秋月林とかちょっと見に行きましたよね、議員で。それこそあんな急斜面を下りて、こんなところに高鍋町の町有林があるんだなど、下のほうは何か国有地らしいんですけれども、立っちょる杉の木とかそういうものだけが、何か高鍋町のものであるらしいんですね。そういうものであれば管理も大変、正直な話言うて。ほうて、上の木もなかなか今、間伐材でも売れない。あんな急斜面だったら、ほんと管理が大変だろうと思うんですよ。

下を国有地で借りているのであれば、借りて植えているのであれば、それは例えばね、例えば環境に配慮した形での町有林をずっと取得しているんだと。当時取得したときには、恐らく杉の木もある一定の値段がいただけるし、牧場のそばにありますので、ある程度積み出しもできるというような判断をもって過去から持っておられたのかどうかというのはわかりませんよ。

だけど、この財産管理というのを、何でもいろいろ出てきたのかという、これは東京都とかね、国とか、そういうものに目がけてこう出てきた部分があるんですよ、一番はね。というのは、これが大きな、売れば財産になるんじゃないかと。そしたら、その売ったもので、少し町の財政潤わせていけばいいじゃないかと。こっちはやっぱりほら借金なんかが多いと、公債費比率が高いと、その分のだから、いわゆる早く返していくやつにね、充てたらいいんじゃないかとかいえるような高い町有財産を持っているところは、財産を処分してもいいと思うんですよ。

でも、私が高鍋町の財産をずっとつぶさにね、つぶさにある程度地図とかで見てみると、正直な話言うて、お金がかかってもお金になるところが余らないなというふうに思うんですね。

でも、片一方では、例えば教職員住宅ちゅうか、いわゆる校長住宅とか教頭住宅を建てようと思って取得した土地でも、そこが道路が恐らく将来的には拡幅されるだろうと、そうなるのとともまたそのときに移転なり、そうなったりきたら大変だからということで、うちの近所にあるんですね、そういうところが。実際これ、ある保育園の駐車場になっておりますけれども。それでもう、近所の人はもう保育園の持ち物だと思ってらっしゃるからね、皆さんね。何も高鍋町の持ち物とは一つも思ってらっしゃらない。だからそれがやっぱり活用できないとかね。やっぱり考えていく必要があるんじゃないかなというふうに思うんですよ。

だから町有財産にしても、町民の人たちが一体どれぐらいの値打ちがあって、どれぐらいの管理費が必要になって、どうなのかということも一切わからないわけですね。そういうところで、だから私が、むだに取得した物件はないのか、また所有している財産の中で活用できてない財産についてはどうなのかと。東中学校の入り口ですかね、あれも財産多分所有しています、私もよくわからないんですけど。

だからそういうふうにして、これは高鍋町が所有しているとかいう物件が見せられても、書かれていても、私たちは細目についてはわからない。町有財産としか報告には上がってきてないからわからないんですよ。でも具体的にどうなっているのかということも、やはり私たちは知る必要があるし、また知らなければならないし、そして、もしそれが活用できるものであれば、幅広く高鍋町で活用していくものにしていかなければならない。

高鍋町の住民が、みんなが享受できるちゅうことはありませんよ。ないと思いますが、少なくともその周りの地域の皆さんが何らかの形で活用できる空き家にしてたり、空き地にしてたりするのではなく、それが何らかの形で住民の皆さんに享受できるような場所にね、なっているのか、なっていないのか。そこが一番私たちには関心事なわけですよ。だから、どこにどんな財産があるかということを知ることですけど、その財産によって私たちがどんなものが受けられるのか。だから、ただ管理しているって。

大変ですよ、財産を管理するちゅうのは本当に非常に大変だちゅうのは、身をもって私、感じてますのでね。別段高鍋町の皆さんが、一人一人が皆さん管理されているわけじゃないと思いますので、自分で自分の財産を持つということ。だから私たちは、町有地であったり、町有財産というのは、みんなの財産なんですよ。みんなの財産はやっぱりみんなで管理するという気持ちをしっかりと私たちも持っていかなければならないし、こういうところにこういう財産がありますよということも「お知らせたかなべ」なり、町の広報なりにしっかりと写真入りで載せていただいて、何か活用できるものはありませんかという方向づけとか、なぜしなかったのかなど。もったいないですよ。もったいないです。

そして、住民の皆さんが活用していただけるのであれば、住民の皆さんがお金を出して、管理していただけませんかという方向づけもできると思うんですね。都も空き家にしといたりしなければ、すごく管理上は非常に空気を入れたりして、いいところがあるし、駐車場についても草がいっぱい生い茂ってれば、その駐車場についても草が生い茂らないような対策というのをもとっていけるんじゃないかなというふうに思うんですよ。具体的に何かそんなのあります、御存じなの。

私ね、そういうことも含めて政策の方向転換をしたときには、方向転換をするべき何らかの自由、そして法律上にこうだからということではない。今までも法律上でね、保育料は不納欠損としてできたんですよ、しようと思えば。それをしてこなかった理由は何なのかちゅうことを聞いているわけです。でしょ。ことし初めて不納欠損にした理由は何かと。それが聞きたいわけですよ。どこでどういう方針転換を話し合ったのか、そこを聞きたい。よろしくお願いします。

○議長（後藤 隆夫） 総務課長。

○総務課長（間 省二君） 総務課長。財産の管理につきましてはです——けど、平成23年度までにですね、資産の公開をしなければなりません。それを今手続中でございます。先ほど2、3の例をおっしゃいましたけど、いまだちょっと数が把握できてない状況にあります。正直言いまして、その整備を今進めているところでございますので、23年度までには策定するというところで進めてますので、しばらく御辛抱いただきたいと思いません。

○議長（後藤 隆夫） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（井上 敏郎君） 健康福祉課長。保育料の滞納問題につきましてはですね、議員御指摘のように、そしてこれまで御指導もいただいて、なぜ今なのかということでございますけれども。

私ども、この問題につきましては、いずれどうにかしなければならないと頭を痛めてきたところでございまして、歴代課長、それから町長、副町長につきましても、問題解決を図らなければならないということで、意志としては、その方向としてずっと持っておりますし、前課長からの引継ぎの中でも監査委員からの御指摘も随分あったようでございまして、第5次の行財政改革大綱も示されておまして、2年次目に入っていった。

なぜ今年度かというところになりますと、そういう行財政改革大綱、それから関係される方々の御意見、それから当然不納欠損として処分をしたものについてはもう、全くどこにも持っていくようがない方々、督促なんかを持っていきようのない方々でございまして、行財政改革大綱を含めて決断をさしていただき——金額的には700万円を超しまして、件数も60件ぐらいになりますけれども。いわば行財政改革大綱の2年次目に当たって結論をさせていただいたというのが実情でございます。

○議長（後藤 隆夫） 6番、大庭隆昭議員。

○6番（大庭 隆昭君） 6番。13番議員から主要項目ごとに詳細に質疑がなされました。執行部もですね相対的な、具体的に答弁がございましたので、私といたしましては総括的なものとして申し上げたいと思います。

歳入歳出決算は、審査をして議決を行ってきた結果を認定するものであるということはいうまでもないと思っております。決算は議会が決定した予算が適正に執行されたかどうかを審査するとともに、行政効果や経済効果を測定し、住民にかわって行政効果を評価する極めて重要なものであります。

監査委員の審査意見書、主要な施策の成果報告書を参考に受けとめながら、監査委員の審査意見書での指摘事項や要望等にありますように、収入未済額の原因と理由はなんであったのか、不納欠損額は適正であったのか、不要額の要因は十分執行されたものなのか、また妥当性を慎重に検討すべきものと思っております。

20年度の決算、歳入歳出決算は、監査意見書で判断が示され総合的に適正であります。改善すべきは改善し、健全化に資するよう一層の努力を望み、項目内容につきましては委

員会で質疑を行ってまいりたいと思っております。

町長に20年度決算を踏まえ、今年度の予算の編成や行政執行に当たり、どのように生かされ、考え検討されておられるか所見を伺いたしたいと思います。

○議長（後藤 隆夫） 町長。

○町長（小澤 浩一君） 町長。お答えいたします。

歳入未済につきましてであります。重要な財源確保のため、各種の手段を講じて収納率の向上に努めておりますが、経済状況の好転が望めない現状であり、事業の不振等に伴う生活困窮による未納者が増加の傾向にあります。

また、不納欠損に関しましては、公平な税負担を担保するよう努めておりますが、やむを得ない案件につきましては、法的に適切な過程を踏んだ上で不納欠損処分を行っております。不用額は決算総額の1.8%であり、前年度より1,500万円ほど減少しております。これは適正に執行されたものと考えております。節減できる経費については不用額とするよう徹底を図っているところであります。

今後とも財政の健全化に努め、住民要望にこたえていけるよう努力してまいりたいと存じております。

以上でございます。

○議長（後藤 隆夫） 6番、大庭隆昭議員。

○6番（大庭 隆昭君） 6番。町長から答弁ございましたように、予算は町民の予算であると、私は思っております。町民のニーズに対処した予算を編成していただき、執行をされるよう望みまして、お願いをしまして終わります。

○議長（後藤 隆夫） 5番、水町茂議員。

○5番（水町 茂君） 5番。今いろんな御意見がありまして、いろんな答弁がありましたけども、この収入未済額ですね。毎回、毎回同じような答弁なんですね、これ、聞いてると。

今回、今経済状況が非常に悪いということで、お金がないから取れないんだというような私は答弁に聞こえたわけですけども、お金がないから取れないんだと、したら、どうなんですか。お金がない人でも払ってる人は払ってるわけでしょ、ね。そういう人たちの気持ちはどうなのかということなんです、これは。

だから、やはりいろんな努力は、私はされておるのかなというふうには思いますけども、これは結果ですから、結果がよくないと結局努力した意味がないわけですね。そういうことで、やはりこの収入未済額、毎年、毎年ずっと見てますけども、多少は減少しているものの、ほとんど横ばいの状態にあるということでございます。これを町長はどのようにお考えなのか。今後これをどういうふうな形で回収をしていかれるおつもりなのか、お尋ねをしたいと思いますというふうに思いますけれども。

後、保育料と住宅使用料、先ほど答弁がありましたけれども、保証人をとっているわけですね。保証人のほうにも恐らくいってるだろうというふうに思いますけれども、この保

証人からとられた件数は何件あるのか。そこもお尋ねをしたいというふうに思っております。

それと、この一般会計の全体的な質問ですけども、やはり70億円もかけて運営をされておるわけですから、当然効果が出てこなければ、私はこのお金をかけた意味がないというふうに思っておるわけですけども、この効果について、町長のお考えを全体的なお考えをお尋ねしたいと。

で、今住民の中から住民サービスが非常に低下をしているというふうなことを言われているんです、これは。税金だけは高く、住民サービスが非常に低下している、ということなのかというふうなことも町民の声として上がっておるわけですね。今後、この住民サービスを低下させないように努力をしていただかなければならないんですけども、どういふふうな形で住民サービスをしていかれるのか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（後藤 隆夫） 町長。

○町長（小澤 浩一君） 町長。収入未済額につきましてですね、大変私たちも苦慮しているところでございます。もう議員の御指摘のとおりでございます。

先ほど各担当の課長より、税、それから保育料、それから住宅と、いろいろ課長が申しましたように、当事者といろいろお話し合いをしながら進めております。悪質な方につきましては、やはり法的な措置も講じなければならないと思っておりますので、そういったふうに指示をしておるところでございます。

それから、全体の予算ということでございますが、今度は景気対策等でいろいろと国からの補助がございましたので、こう上がりましたが、切り詰めながら何とか財政の健全化ということを目指して今やっているところでございます。これ、どこの自治体もそうだと思っております。基金もありませんし、基金もつくっていかねばならない。しかし、住民に対してのサービスも、それはやっていかねばならない。まあ事業をしなければ、確かに基金等もどんどんとふえてくるんだろうと思っておりますが、事業をしながら、お金がないと言いなながらも、住民の方々には最大の私たちは努力をしまっていると思っております。

今どういった効果が生まれているかということをちょっと言われましたが、いろいろと施策を打ちながら、無いながらの道路改良につきましても、じわじわと進んでおりますし、農業対策につきましてもいろいろな施策を打っております。ことしから商工業に対しても活性化事業に取り組んでまいるところでございますが、これも県の事業と相まりましてですね、私たちも一緒に取り組んでいくということでやっております。

いろいろとやっておりますが、なかなか住民のサービスが足りないとおっしゃっておりますけど、私たちといたしましては、最大限に皆さんに対してサービスを行いたいと思っておりますが、先ほど申しましたような財源不足もございまして。70億円ございまして、その中でも限られたものにはしか使えないものもございまして、そういった面で、住民の方々には一番苦慮されているとことと思っておりますが、ここで皆さんとみんなと一緒に、

辛抱して、そして財政の健全化を目指して、よりよい高鍋の安心で安全な町にするように今頑張っておりますので御理解願いたいと思っております。

以上です。

○議長（後藤 隆夫） 建設管理課長。

○建設管理課長（曾我部義雄君） 住宅使用料の連帯保証人からの徴収の件数ということですけども、今ちょっと、この場所に資料を——その分の資料がありませんので、追って後で報告させていただきたいと思えます。よろしく願います。

○議長（後藤 隆夫） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（井上 敏郎君） 健康福祉課長。保育料の収入未済、それから処分につきましては、今まで申し上げたとおりでございますけれども、やっぱりいたずらに納めることを引き延ばしたり、時効というか、請求要求、督促を逃れたということについてはぜひ、現在も避けておまして、できるだけ接触をしながら納付をお願いをするということを現在も行っております。

先ほど申しましたように、これは保育料につきましては、保証人を立てるという制度でもございませんので、本人あるいは親権者の方々に粘り強く納めていただくお願いをしなければならぬ、そういう状況を今続けている、それを粘り強くやっていくしかないというふうに現在のところ思っております。

○議長（後藤 隆夫） 5番、水町茂議員。

○5番（水町 茂君） 5番。収入未済額についてはですね、私が前から、議員に出たときからこの問題については、決算のときには質問をしておるわけですが、全く同じような状況でずっと来ているわけですね。で、本会議で答弁を聞くけれども、その場限りの答弁であって、全く進展はしてないという状況なんですね、これはね、うん。

だからやはり絶対取るんだというそういう意気込みがですね、私は足りないんだろうというふうに思っておりますけども。自分のお金だったらどうにかして取りますよね、これは。自分がお金を貸して支払いをしてくださいという場合においては、当然自分の収入がなくなるわけですから、当然どうにかして取るはずですよ。人のお金だからというふうに私は思うんですね。取れなくてもいいんだという、そういう感覚。そういう感覚をなくさない限り、この収入未済額というのは、私は減らないというふうに思っております。

それと、その保育料を前、私が聞いた話では、保証人をとっているという話を聞いたけど、今聞くと、何か保証人はとってないんだというお話ですけども、住宅だけですかね。前にそういうお話は私、質問したときには聞いた覚えがありますけども、私の勘違いかな。

そういうことで、これは法的にどうなのか、ちょっとわかりませんが、やっぱりそういうことをやりながら本人が取れない場合には、保証人からでもどうしても取るというような、そういうやっぱり意気込みですかね。そういうやつが私は必要ではないかなというふうに思っておりますけども。

今度国の政権が変わりまして、子ども手当というものが恐らく出てくると思うんですね、

これはね。そうなったときに、それをどういうふうな形で取っていくのか、そこのところも今後検討していかなければならない問題ではないかなと私は思っております。そうすることによって、収入未済額が減ってくるのではないかなというふうに期待はしているんです、これはね。

そういうことで、やはり意気込みなんですね、これは皆さん方の意気込み。職員の意気込み。そういうものをやはり町長がみずから率先してやらなければ、いつまでたっても一緒です、これは。

そういうことで努力をお願いしたいというふうに思いますけれども、今さっき町長が、法的な措置をとらなければならないということでもありますけれども、法的な措置をとったのが何件あるのか、私もわかりませんので、御答弁をお願いしたいと思います。（「議長、休憩を要求します。というのは、先ほど水町議員の答弁で、持ってきてないと、保証人についての資料を持ってきてないということですので、あわせて資料を持ってきて提出していただければ、答弁できるんじゃないかと」と呼ぶ者あり）（発言する者あり）

○議長（後藤 隆夫） 水町議員が後からでいいということですので、そのとおり。（発言する者あり）法的な根拠はないのか。保育料の……（発言する者あり）すぐ出る、わかる。

それでは暫時休憩いたします。40分まで。40分から再開をいたします。

午前11時25分休憩

.....

午前11時40分再開

○議長（後藤 隆夫） 再開をいたします。建設管理課長。

○建設管理課長（曾我部義雄君） 建設管理課長。先ほど水町議員のほうから御質問がありました、町営住宅の保証人からの徴収件数ということですが、1件の入居者に対して2人の保証人をつけておりますので、8名、4件ですね、4件ですので8名の方に——これは保証人のほうですので、本人さんが納めていらっしゃるらないので、納付の指導の依頼という形ですね、依頼書を送付しております。

ただ、保証人が納めたのか、それを受けて本人が納めたのか、納付書は本人の名前になっておるものですから、実際に保証人がお金を渡したのかどうかちゅうところまではちょっと確認できないんですけども、その方4名について、20年度については、その4名の方については納付されているということになっております。

○議長（後藤 隆夫） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（井上 敏郎君） 健康福祉課長。先ほど保育料について保証人を定めてという御質疑がございましたけれども、児童福祉法の第56条に「本人または扶養家族から、その負担能力に応じて、その費用の全部または一部を徴収することができる」ということで、あくまで原則としては、本人または扶養義務者ということが定められておるところでございます。

○議長（後藤 隆夫） 税務課長。

○税務課長（田中 義基君） 税務課長。税の収納未済額に関しての法的手段を講じた件数という御質問でございます。預金とか、給与とか、資産、預金、給与、それから不動産、それとインターネットでも公売しておりますけども、そういった動産分も含めた差し押さえですね——の件数につきましては204件でございます。

○議長（後藤 隆夫） 5番、水町議員。

○5番（水町 茂君） 5番。この204件というのは、法的な措置をして入った金額——件数。いやいや、ちょっと。入った件数やね。

○税務課長（田中 義基君） 件数です。はい。

○5番（水町 茂君） 既に入ったやつですね。

それとですね、先ほど町長にですね、住民サービスが低下をしているということを申し上げましたけども、町長はその件は御存じなんですかね。

町民が、役場にお願いがあっていったときに、職員から必ず言われること何だと思えます。「お金がないからできません」という言葉が返ってくるんだそうです。だからお金がないからできませんということを行うこと自体が間違い、これは。やはり町民は、皆さん方に期待しておるわけですから、当然要望にある程度こたえるのが私は仕事ではないかなというふうに、私は思っているんですね、うん。でも返ってくる言葉はさっき言いましたように「財政的に厳しいからだめだ」とか、「お金がないからだめだ」とかと必ず言われるって、言われるんですよ。

だからそういう言葉を職員が吐かないように、それで住民サービスを低下させないようなそういう方策をしていかない限りですね、言われてるんですから「税金だけは高いけれども、住民サービスはどんどんどんどん低下しとるじゃないか」って、言われるんですよ。「お金がないからできません」は、それで済む問題かなというふうに私は思っているんですけどもね、その点は町長、ちゃんと職員に徹底してやっていただきたいというふうに思います。

これで質問を終わります。

○議長（後藤 隆夫） 2番、黒木正建議員。

○2番（黒木 正建君） 2番。5番議員と関連すると思うんですけど、住宅の滞納の件につきましては、これ、前から委員会でいろいろ話出て、保証人のそこ辺の見直しといいますが、そこ辺の話とかいろいろ出てたんですけど。

保証人になる人も、頼まれたときは勤めをして収入があつたとか、実際に経済的にも余裕があつたとか、何年もたてば、また状況も変わってきますし、実際に滞納者のほう、役場のほうで呼んで滞納者と話をし保証人のほうにそういう話をする、実際は前と現実が大分変わっておると、そういう状況で、そこ辺の問題というのが、いろいろ委員会等でも前出まして、保証人の問題とか、そこ辺もやっぱりよく考えてやらんといかんちゅうような話がちょっと前に出てたんですけど。

とか、それと保証人の人が一時的に立てかえたとか、そういう事例もあつたりしてるん

じゃないかと思いますが、それが2度、3度続くともう、引き受けられないだろうし、また経済的に保証人が、無理な場合は保証人になる人もいないし、そこ辺の流れと申しますか、そういった確約書とかそういう、そこ辺について、もう一度そこ辺の流れちゅういいますか、どういう方向で住宅滞納者に対して、どういう方向でやっておられるのか。そこ辺ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（後藤 隆夫） 建設管理課長。

○建設管理課長（曾我部義雄君） 建設管理課長。今黒木議員がおっしゃいますように、当然、当初入居されるときに保証人になって、そのときは保証人も十分働いておったとか、職を持っていたということ、その後何らかの理由でもう、保証人そのものに収入が減ったとか何とかいろんな理由等で、保証人のほうの保証能力がなくなるようなケースちゅうのはあるかと思えます。当然そういうお話を受けたときには我々もですね、今そういった保証人を変更していただくように届け出によって今処理をしております。

過去の実績を見てみますと、昨年度で1世帯、それから19年がゼロですね、18年に2世帯、17年に1世帯ということで、過去ではこの4世帯の保証人について変更届が出されておるといような状況でございます。

○議長（後藤 隆夫） ほかに質疑——14番、春成勇議員。

○14番（春成 勇君） 14番。学校施設耐震化事業が1,900万円ほどになっていますが、対象となる11棟のうち小学校給食室2棟を除く9棟の耐震診断を実施した。その結果、3棟は基準以下の耐震性であることが判明したと成果報告書に載っていますが、3棟はどこなのか、また9棟は耐震の工事はしないでよいのか伺います。それと、11棟の耐震診断の委託業者は同じ業者なのか伺います。

○議長（後藤 隆夫） 教育総務課長。

○教育総務課長（永友 吉人君） 教育総務課長。※まず成果報告書のほうの、大変申しわけございませんが訂正を申し上げたいと思います。3棟と書いてございますけど、実は4棟でございます。大変申しわけございません。

各学校が1棟ずつ耐震に問題があるということで出ております。残りの部分につきましては、議員おっしゃるとおり耐震の今後の補強工事は要らないというふうに考えております。

それから、診断した業者は複数社でございます。ちょっと今手元に業者の名前もっておりませんが、複数社にやらせております。

○議長（後藤 隆夫） 3番、池田堯議員。

○3番（池田 堯君） 3番。私は1点伺いたいと思います。尾鈴土地改良事業の中で、鬼ヶ久保工区の事業設計書作成委託が予算においては901万2,000円という予算計上がなされ、今回の決算においては全く同じく901万2,000円という数字になっておるんですね。

そこで、契約先、契約方法、それともう一つ、事業計画書をつくらなければならない法

※後段に訂正あり

的根拠はどこにあるのか、まず伺いたいと思います。

○議長（後藤 隆夫） 産業振興課長。（「町長だ町長」と呼ぶ者あり）——町長。

○町長（小澤 浩一君） 町長。契約の方法ていいますか、さっきは土地改良法に基づいておると思っております。それから、契約方法につきましては随意契約と。

詳細につきましては担当課長より答弁をいたさせます。

○議長（後藤 隆夫） 産業振興課長。

○産業振興課長（長町 信幸君） 産業振興課長。法的根拠については、基本的にはございません。しかしながら、国営事業を実施する時点において地域を定めて同意取得を行いました。この地域の中を、土地改良事業をやるんですよという御提案申し上げて、新たに県営事業をすると。

その県営事業をするためには一定の計画書を作成し、その中身を地権者に見ていただいた上で再度その同意を取得する必要があると、そういう意味合いで事前にこの計画書を作成するものでございます。（「概要はわかるけど何条で、根拠は」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 隆夫） 産業振興課長。

○産業振興課長（長町 信幸君） 産業振興課長。※地方自治法施行令167条の2の1項第5号で、一般業者に比し、廉価に契約することができると。それは、国の通達によって、これは調査設計業務の価格積算要領、農林水産省構造改善局長が出したものでございますが、その設計業務の諸経費率を90%に減額するという根拠があるので、今申し上げたような法令によって随意契約可能ということになっております。（発言する者あり）相手先は土地改良連合会。（発言する者あり）はい。（「それと土地改良法の何条やね、計画作成の根拠は。土地改良法であることはわかつちよる。何条を適用したのか」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 隆夫） 暫時休憩をいたします。只今の池田議員の質問に対して時間が必要ですので、13時から再開をしたいと思っております。じゃあしばらく、12時10分まで暫時休憩をします。12時10分まで休憩をいたします。いいですか。はい。それでは暫時休憩。13時から再開をします。また本会議場にお集まりをいただきたいと思っております。

午前11時57分休憩

.....

午後1時00分再開

○議長（後藤 隆夫） それでは午前中に引き続き再開をいたします。

答弁のほうからお願いをします。産業振興課長。

○産業振興課長（長町 信幸君） 産業振興課長。まず初めに、先ほどの随意契約の部分で関係法令の数字の読み間違いをしておりましたので訂正をさせていただきたいと思っております。地方自治法施行令第167条の2第1項第7号です。先ほど5号と申し上げたようでございます。大変失礼いたしました。

それから、計画書策定の法的根拠についてでございますが、直接的にその計画策定に関する法令根拠はございません。しかしながら土地改良法85条におきまして、申請人、

※後段に訂正あり

3条資格者15名以上の申請人が土地改良事業をしたいというような申請をされる場合には、この計画概要等を添付して公告をしなければならないということになっております。

そういう意味合いでは、直接的ではありませんが必要な計画書作成というふうに理解をしておるところでございます。

○議長（後藤 隆夫） 3番、池田堯議員。

○3番（池田 堯君） 3番。今の答弁においては、明確なる事業計画書策定における法的根拠はないと課長言われたですね。私が思うに、第87条において今課長が言われた申請事業においては、85条の2をもって申請する場合においては概要公告を告示し、知事の決定を得てその段階において87条において事業計画書を策定しなければならないとここに書いてあるんですよ。読みましょうか。

87条、前条第1項の規定により、申請にかかる土地改良事業につき適当とする旨の決定をしたときは、農林大臣また都道府県知事は当該都道府県の知事それぞれその決定にかかわる国営事業、または都道府県改良事業を行うため土地改良事業計画を定めなければならないと書いてあるんですよ。これでしょう。

法的根拠もわからずして、事業計画書をつくったんですか。県の言われるまま、国の言われるままつくったんですな。とんでもない話じゃないですか。法的根拠もわからずしてつくったと。

その結果、今課長も言われたように85条の2において、申請事業ですから概要公告をして申請するという段階が鬼ヶ久保工区においては、私が去年の9月の段階においてもなされてないと。ましてや、申請人もいないという状況があるわけですね。そのときに、違法でないかと私が問うたときに町長は、慣例においてやってるんじゃないと言われたですね、町長覚えておられるでしょう。

この87条に、要するに87条においては事業計画書はつくったらいけないんですよまだ、つくれないんですよ、慣例においてつくったということですね。そういうことは87条に明記してあるんですから、去年の私の一般質問の答弁に関して慣例でやったと言われたから、この87条の関係として町長今どう思われますか。はっきり言いますが、違法か違法でないか、当然判断できるでしょう。ここで答弁してください。

○議長（後藤 隆夫） 町長。

○町長（小澤 浩一君） 町長。お答えいたします。私は違法ではないと思っております。

○議長（後藤 隆夫） 産業振興課長。

○産業振興課長（長町 信幸君） 産業振興課長。先ほど言われました87条の引用につきましては、その前段で85条に基づく申請がなければ87条というのはあり得ないと。したがって、85条の2を（発言する者あり）計画の概要をつくっております。（「違うんだ。概要は、なあ概要が出た段階で書いてあるように、事業計画書は概要の基本に沿ってつくらないかんとなくなるとるんですよ、まだ3問目で質問できますよ」と呼ぶ者あり）

私どもとしてはそのように考えております。（「考えておりますじゃいかんが、申請も

なされちよらんとに事業計画書がでること自体おかしいじゃねえ。85条の2があるからて言われたけども、申請してないのに何でほんなら事業計画書がでくつと。後の答弁に対して、「おかしいじゃねえか」と呼ぶ者あり)

○議長（後藤 隆夫） 振興課長、再度答弁を許します。

○産業振興課長（長町 信幸君） 産業振興課長。先ほども申しましたとおり、この計画をつくることについて法的根拠はありません。が、85条の申請があった時点からは85の2で計画の概要が必要になりますので、その前段の準備としてつくったものでございます。（「それじゃったら87条に違反するがね。申請もないのに、何でつくつと。つくれんとやろ、要らんじゃろう、申請ができれば。何でそんなもんつくつと。法的根拠がねえなんて、ここの87条は85条の2をもってするわけでしょう。現実ねえがや」と呼ぶ者あり)

○議長（後藤 隆夫） 3番、池田堯議員。

○3番（池田 堯君） この点に関しては、これは委員会付託でありますので委員会において詳細に、慎重に審査をしていただきたいと思います。

そこで、鬼ヶ久保工区は私の6月の質問においては、1年概要公告及び同意取得を1年延期するというふうに答弁されましたが、当然事業計画書なるものの策定がなされている以上、概要公告に基づいて事業計画書はつくれということになっておるんだから、その概要公告の段階においては管理方法、概要公告においては予定管理方法、その中においては負担区分を明記しろとなっておるはずですよ。

負担区分は、当然明示してあるはずですね。事業計画書の中にも負担区分は書いてあるでしょう。償還計画及び事業計画の詳細なる説明書も添付しなければならないことになっておるはずじゃから、私これは3回目で終わりじゃからですよ。

とりあえず、概要公告自体はまだしてないけども、本来ならばこの9月に概要公告をするということであったんだから、事業計画書が後先で違法な状態で作られちよるという状況がある中においては、当然負担区分も明記してあるはずですが、それがどういうふうになっておるのか。

特に、国営においても負担区分を変えるというようなことが特別委員会であっておるわけじゃからですね、県営事業においても今請願等における特別委員会でも審査しておる中で、負担区分は事業計画書の中に明記してあるんですか。

○議長（後藤 隆夫） 産業振興課長。

○産業振興課長（長町 信幸君） 産業振興課長。議員と私どもの意見の違いの部分については、その計画書の中身のありようだと私は認識をしております。

申しますのは、事業計画書の中には負担区分は入っておりません。純粋にその経済効果だとかその補助に、幾ら受益地があつてその（発言する者あり）はい（「わかちよるから」と呼ぶ者あり）はい。（「概要報告を基本にして事業計画書を作らないかんとじゃろうと、だから概要報告の中にはあるのかと」と呼ぶ者あり)

ですから、そのような環境条件等を踏まえた上でこの85の2の中で書いてあるのは、基本的にはその事業計画と管理はだれがするのか、それからその他という欄で負担区分については出すというようなことになっております。

現状、その負担区分については具体的に定まっておきませんので、計画書ができたと言える状態ではないと、抽象、全体的な意味でのですね、そういうことでございます。

(「委託しちよって計画書はまだできちよらんとや。ちよつこの何や、この計画書いうて明記してあるやつは、予算書に決算書にも明記してある事業計画書作成委託というのは何な」と呼ぶ者あり)

○議長(後藤 隆夫) はい。ほかに質疑ありませんか。これで質疑を終わります。

次に、認定第2号平成20年度高鍋町国民健康保険特別会計歳入歳出について質疑を行います。質疑ありませんか。13番、中村末子議員。

○13番(中村 末子君) 13番、中村末子。収入未済額と不納欠損額、繰越金の総計は3億4,000万円余りとなります。この金額から判断して、相当な減税ができたのではないかと思慮します。収入未済額と不納欠損額が出た理由はさまざまですが、どのような対応をしてきたのかお伺いします。

国保の一番の関心事は、療養給付費が毎年のように上がることです。療養給付費を増額させない健康づくりの成果はどのようになってきたのかお伺いします。

国と県、高鍋町での負担割合は決まっていますが、どのように変化しているのか。また、その変化による住民負担はどのようになってきているのかお伺いします。

滞納整理システムの活用やコンビニ収納でどのような成果があったのか、具体的な内容での答弁を求めます。これについては、一般会計についても答弁をいただいておりますが、同じような答弁であっても答弁を求めたいと思います。

療養費の中での負担が大きい病歴は何かお伺いします。

○議長(後藤 隆夫) 健康福祉課長。

○健康福祉課長(井上 敏郎君) 健康福祉課長。お尋ねのまず1点目でございますが、収入未済額と不納欠損額、繰越金の総額について、どのような対応をしてきたのかというお尋ねでございますが、繰越金につきましては、毎年次年度の国民健康保険税の減額に充当をいたしております。

平成20年度の繰越金につきましては、約2億円のうち1億円を平成21年度の国民健康保険税減額に充当してございまして、残りの1億円につきましては平成20年度に前期高齢者交付金の交付超過分でございますので、現在留保している状況になっております。

それから、2番目の国保の一番の関心事が療養給付費が毎年のように上がることであるというお尋ねですが、健康づくりの成果はどのようになってきているのかというお尋ねでございますけれども、療養給付費を増額させない健康づくりの成果でございますけれども、以前から社会教育課、それから当時の福祉保健課でウォーキング大会等を実施しております。

それから、社会教育課、それから健康づくりセンター等で健康づくりに関するスポーツ

教室などを実施しておりまして、長期的な医療費適正化に取り組んでいるところでございます。

これらにつきましては、なかなかすぐに効果が出るものではございませんけれども、地道に今後も健康づくりセンター、プールなどを生かして保健事業に取り組んでまいりたいというふうに考えておるところでございます。

それから、国、県、高鍋町での負担割合が決まっているがどのように変化しているのか、それから、その変化によって住民負担はどのように変わってきたのかということでございますが、まず1点目の負担割合の変化でございますが、これにつきましては昭和28年に始まりました国の負担制度、当時は当初20%でございました。そして昭和37年に25%に、それから昭和41年に40%に引き上げられております。

そして、平成17年度の三位一体改革に伴いまして、国の負担が34%に引き下げられますと同時に、都道府県の負担金制度が制度化されてきたというのが負担割合の経過でございます。

国庫負担につきましては、補助金として財政調整交付金がございますので、整理をいたしますと現在は国庫負担金が34%、それから国庫補助金が9%、県の補助金が7%となっております、おおむね50%が国県の負担ということになっておりますが、これにつきましてはこの割合が昭和59年以降変化をいたしておりません。

住民負担につきましては、医療機関の窓口で支払うお金ということになるかと思いますが、当初一部負担金が5割でございましたけれども、昭和43年から全被保険者が3割になっております。

その後、平成14年には乳幼児が2割、それから70歳以上が1割負担となっております、平成20年度からは未就学児が2割、現在凍結されておりますけれども、70歳以上74歳未満についても2割ということになっております。

それから、4点目でございますけれども、医療費の中での負担が大きい病歴は何かということでございますが、療養諸費の中で負担が一番大きな病歴でございますけれども、これは高額療養費の上位100人について見てみたところでございますが、がん、悪性新生物でございますけれども34人、それから心臓病などの心疾患が24人、骨折などが14人、脳梗塞などの脳血管障害が10人ということになっております。

その中で、1カ月の最高額でございますが、これは心臓病の方で886万9,660円ということになっております。

以上でございます。

○議長（後藤 隆夫） 税務課長。

○税務課長（田中 義基君） 税務課長。国民健康保険特別会計の決算における滞納整理システム及びコンビニ収納の効果についてという御質疑だろうと思えます。

一般会計の決算の質疑に対する答弁にもお答えしたとおりでございますけれども、特に国保税収納率に対する特別調整交付金のペナルティこのあたりになりますけれども、これ非

常に難しいと思われてました93%を何とかクリアできたことは、この滞納整理システムを活用した滞納者情報の一元管理、これによる迅速な対応と処理による効果が大でありますし、それとコンビニ収納を取り入れたことでの、先ほど申し上げましたがいつでもどこでも簡単に納入できるという利便性、これによる効果によるところも大きいものと判断はしております。

○議長（後藤 隆夫） 13番、中村末子議員。

○13番（中村 末子君） 13番、中村末子。今答弁をいただきましたけれども、国と県、高鍋町での負担割合というところで答弁がございました。

財政調整交付金の中で、県の分が7%というふうにありましたよね。そして、特別調整交付金、要するに特特調というやつですね。だから、この金額も合わせて補助率の中に入っているのか入っていないのか。結局、総計的にはこの負担割合の中で決まっていたにしても、特別調整交付金いわゆる特特調などですね、言われる部分ですね、調整交付金プラス特別調整交付金と、特別特別調整交付金とかこう言われるやつですね。そういう部分の負担、向こうの国県の負担ですね。それがどう変化してきているのかというのを知りたいわけですよ。

そうしないと、ここで大きく違ってくるわけですよ。たかだか何千万円ではあるんですけども、それがやっぱり保険料へはね返ってくるお金というものは随分違ってくる、そして例えばわかりやすく説明すると、50%が国県町での負担割合、残り50%を個人、受益者で支払っていくといった場合、この50%の負担分の中で10%がそういう特別町政交付金なりに充てられていた場合、計算してですよ、実質的にはきちんと配分される分は40%しかないということですよ。

こっちが、だから先ほど税務課長の答弁にあったように、93%をクリアした場合はこの10%の中から幾らか来るんじゃないかというところとか、この10%がクリアできるかというところで、その50%以外に特別調整交付金は何%か来るという仕組みなのかというところをしっかりと把握しておかないと、私たちは今度やっぱり国保税がかなり上がりましたので、そういうところでどういった仕組みになってるんだろうかという問い合わせが随分あったんですね。

それで、私ずっと計算してきて住民の皆さんに説明するときに、一応こういう負担割合になっていますということで説明は差し上げたんですけど、その説明が私間違っていたら申しわけないと思うんですけども、その50%の中に特別いわゆる調整交付金なりが入っているということを考えたときには、その分は負担割合から減らした答弁をすべきじゃないかなというふうに思うんですね。割合ですよ、パーセンテージでね。

だから、私たちの負担が52%なのか53%なのか54%なのかということは、非常にパーセンテージでしかあらわさせませんけれども、1人当たりの療養給付費の中から、療養給付負担金ですね、その中から考えたときには非常にややこしい計算になっていく可能性があるんじゃないかなと思うんですよ。

だから、国は、国と県と負担が恐らく50%私ってないんじゃないかというふうに思うんですよね。だから、間では事務費についての負担、いろんな負担を含めて一般会計から拠出している部分、交付税の中に参入される分、いろんな部分があって計算しづらい部分があるんですね。

その辺のところをもっとわかりやすく説明をしていただかないと、本当の私たちの負担割合というのはどこになっているのか、どこに落ち着いているのかということをしかりと把握しておかないと私はいけないんじゃないかなというふうに思いましたので質疑を行ったところでございます。

その辺のところは、私の今質疑した内容というのはしっかりと多分わかっているんじゃないかと思っておりますので、そういった負担割合ではっきりしたところがあればしっかりと答弁をお願いしたいと思っております。

○議長（後藤 隆夫） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（井上 敏郎君） 健康福祉課長。今御質疑をいただいた部分につきましては、つぶさにどうなっているのかという資料を持ち合わせていないところでございますので——（発言する者あり）いいですか。（「特別委員会の中で」と呼ぶ者あり）特別委員会の中で御報告させていただきたいと思っております。（「資料あわせてください」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 隆夫） ほかに質疑ありませんか。——はい。これで質疑を終わります。

次に、認定第3号平成20年度高鍋町老人保健特別会計歳入歳出決算について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、認定第4号平成20年度高鍋町下水道事業特別会計歳入歳出決算について質疑を行います。質疑はありますか。13番、中村末子議員。

○13番（中村 末子君） 13番、中村末子。下水道事業で気になるのは、投資した金額と見合うだけの成果、いわゆる効果があるのかです。

例えば、河川の状況がどのように変化してきたのか、その実情もできればつぶさに報告をしていただきたいと思います。水洗化に向けての地域住民への働きかけについては、どのように行いどのような成果が見られたのかお伺いします。

○議長（後藤 隆夫） 上下水道課長。

○上下水道課長（芥田 秀則君） 上下水道課長。済みません。下水道事業における投資金額に見合う効果につきましては、平成19年度に実施しました事業再評価時に報告させていただいてるところでございます。この中では、十分な効果が得られるという結果が出ております。その事業効果の中には、公共用水域の水質保全効果も考慮されているところでございます。

公共下水道の処理水の放流口の200メートル下流、いわゆる二本松橋での水質は、以

前は環境基準値を超えていましたが、平成8年の公共下水道の供用開始以降水質が改善され、平成10年度以降は環境基準値を下回り、その水質を現在も維持しているところでございます。また、中心市街地の排水が流れ込みます火月排水につきましても公共下水道の普及が進み、住民の方々に接続をしていただき、年々水質の向上が見られております。

水質の数値なんですけども、二本松下ですけども、平成8年度がBOD、いわゆる生物化学的酸素要求量、これが平成8年9年ごろは2.6、基準値が2なんですけども、平成20年度につきましても1.2となっております。

次に、水洗化に向けた働きかけでございますが、これまで説明会や「お知らせかなべ」等を通じて接続のお願いをしているところでございます。7月末までの接続率が70%となっており、計画時における目標値で推移をしております。

まだまだ接続率の向上に努めなければならないと考えており、今後は未接続世帯、特にくみ取り世帯や単独浄化槽の世帯を中心に、文書の依頼、戸別訪問等により接続等の向上に努めていきたいと考えております。

○議長（後藤 隆夫） ほかに質疑ありませんか。これで質疑を終わります。

次に、認定第5号平成20年度高鍋町介護認定審査会特別会計歳入歳出決算について質疑を行います。質疑ありませんか。13番、中村末子議員。

○13番（中村 末子君） 13番、中村末子。審査件数について大きな変化が見られているのでしょうか。認定内容についても、介護保険の改正によって大幅に違ってきていると思いますけれども、研修などについてはどのように行い、その成果はどうだったのかお伺いします。

○議長（後藤 隆夫） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（井上 敏郎君） 健康福祉課長。介護認定審査会の決算について、審査件数についての変化、それから認定内容、それから研修のことについてのお尋ねでございますが、審査件数につきましては3町全体では減少をいたしております。ちなみに、18年度が3町で1,977件でございまして、20年度は1,742件、235件の全体での減少を見ております。

ところが、高鍋町分につきましては、前年より100件の伸びというふうになっております。これにつきましては、認定をされた方が変更をされる際に、それまで介護保険サービスを受けていない方につきましては省略をいたしておりましたので、昨年度比100件の伸びが出てきたという結果でございます。

それから、認定内容については、介護認定調査員向けのテキストに基づいて実施しております。県が実施する研修におきまして、介護認定審査委員や保健、医療、福祉、介護支援専門員等が受講をいたしまして、それぞれの認定審査会において対象となる申請者の状態像を検討し、審査を行い、適正に決定がなされているところでございます。

○議長（後藤 隆夫） 13番、中村末子議員。

○13番（中村 末子君） 13番、中村末子。報告の中で、審査件数についても全体的に

は3町での審査件数は減少してると。その中で、高鍋町はふえてると。これは、単純に考えて皆さんお年寄りの方が多くなると、高齢化率というのは高くなってきているわけですから、当然審査件数はふえてくるだろうと、恐らく予想ができるんですけども、このところの介護保険法の改悪によってかなりそのところの減少が見られてきてるんじゃないかと、顕著に見られてきているんじゃないかなというふうに私はそういうふうに判断してたんですね。

だから、そういう報告が今答弁ではありませんでしたので、例えば研修などについてもどのような研修にしてきてるのかなということが知りたかったのは、介護保険法の改正に伴うところでかなり研修の内容が違ってきてるんじゃないかなというふうに思うんですよ。

だから、見方、考え方、書類審査をする上でどこまで対応していくのかというところで、方針が違ってくればそれなりのやっぱり自分たちの考えも変えていかないといけないというところがありますので、そういったところをどういった形で研修してきているのかということが知りたかったわけですね。

それについては、特別委員会もありますのでその中でも慎重に審査状況の内容をお伺いしたいと思いますけれども、できれば審査件数が本当はふえるはずなのにやっぱ全体的に、高鍋町ふえてますよね。ふえてますけど、ほかの町村の実態というかそれはなかなかわからない部分もあるでしょうけれども、うちが会計を持っている以上そのところの調査というのはどういうふうなされてきてるのか、そこだけお答え願いたいと思います。

○議長（後藤 隆夫） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（井上 敏郎君） 介護審査会の3町の件数の推移ということでよろしいんでございましょうか（「はい」と呼ぶ者あり）はい。新富町が平成18年度に742件でございましたが20年度は767件、それから木城町が18年度366件が208件、木城町は大幅に減少しているという傾向にございます。高鍋町は869件が975件という審査状況でございます。

○議長（後藤 隆夫） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） これで質疑を終わります。

次に、認定第6号平成20年度高鍋町介護保険特別会計歳入歳出決算について質疑を行います。質疑はありませんか。13番、中村末子議員。

○13番（中村 末子君） 13番、中村末子。介護保険制度が、先ほども申し上げましたけれども、改正が——私は改悪と言っておりますけれども、改正が相次ぎ、だんだん利用しづらくなってきています。このような状況を勘案したときに、現場ではどのような意見が集約されてきたのか。また佐賀県では宅老所などのデイサービスなども介護保険内での対応が知事から認められているようです。高鍋では居宅介護しておられる方で、介護保険料については具体的にはどのような意見が出され、どのような対応がなされてきたのかお伺いします。

○議長（後藤 隆夫） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（井上 敏郎君） 健康福祉課長。介護保険特別会計のうち、どのような利用者との対応がなされているのかということを中心に申し上げたいと思いますが、サービスを利用される方につきましては、介護支援専門員、ケアマネジャーが本人の意向、それから本人がなかなか判断できない場合には家族の方交えてどういうサービスがいいのかということを利用者本位に立って、いろいろお話をまず伺います。

その際に、介護度によって自己負担限度額、それから利用回数、サービス内容が決められておりますので、先ほど申しましたように、本人、家族がどのようなことで困っておられるのか、それからどのような生活を望んでおられるかについて話し合いや聞き取りを行った上で、できる範囲の中でできるだけサービスの提供、それからアドバイスを行っているところでございます。

居宅介護につきましては、時代の変化、それから家族の方々の考え方が随分変化をしてくているようでございますので、特に居宅での身体介護よりもデイサービスでありますとか通所利用、こういうことを望まれる傾向にございますので、その辺も十分聞き取りをした上で個人の状況に応じた適切なサービス、介護サービスが提供できているのではないかとこのように考えております。

○議長（後藤 隆夫） 13番、中村末子議員。

○13番（中村 末子君） 13番、中村末子。介護保険法の改悪によって、さまざまな老年寄りの介護について、さまざまな不満が寄せられていると思いますけれども、そういった不満を例えば施設介護される場合ですね、施設介護される場合、例えば要介護度3の方が、いつの間にか半年たつたないうちに、要介護度が4から5へと引き上がってしまったと。家族が施設に入れたばかりに、こんな悲惨な結果になってしまったというような事態がね、幾つも報告されているんです。確かに施設介護者の職員の待遇が非常に悪いということで、施設介護従事者が非常に少なくなっているという状況から考えて、確かに放置されている状況がひょっとしたらあるのかもしれないと。

しかし、そういった場合、施設介護については、私たちに直接、高鍋町に不満が寄せられたりするわけではございません。これは県がすべて集約をするということになっておりますので、また不満を述べれば、その施設からの退去、やむを得ずせざるを得ないという状況があつて、この前からそのところをどう打開していくか、本当にこの介護保険制度が住民の皆さんから支持されるようなしっかりした内容のものであるか。

また高鍋町民の方が介護保険料を支払っていく上でも、いずれはお世話になるところだからしっかりと納めていかなければならないということも思っていたら、そういった介護保険制度の内容なのかどうかということも含めて、どのように精査をされてきたのかということが非常に気になるわけですね。

だから施設介護についても、介護保険適用についても、どのような高鍋町がサジェスションができてきたのか、そしてまた認知症の方が住まわれるグループホームについてもで

すね、これはもう地域外については受け入れないということになって、グループホームの入居者が非常に少なくなってきたということがね、私、非常に心配されてる。

だから、この介護保険の私、決算の認定というか、この補正予算なり組んでいくときに、すべて施設の費用というのが減額、減額という形で提案されてきたときにもお伺いしたつもりなんですけれども。やはりなぜね、なぜこのように施設を望まれる方が多い反面、施設に入居されている方が少なくなってきたのか、そういうことも含めてどう精査してきたのか。

居宅介護が確かに原則だと厚生労働省は言ってるんですけども、でも居宅介護に対する支援というのは非常に少ない。だけど、できるだけ包括支援センターを含めて、そういう部分も含めた形でしっかりとサポートしていくという体制をある程度とっていけるような状況というのは、少しずつではありますけれども進んではきているんですね。

しかし、私たちの住民の中には、せっかくある施設があいていてはどうしようもない。利用できなければ、本当に絵に描いた餅ということにもなりかねない。そしてだれでもが利用しやすい施設になっていくためには、じゃあどうしたらいいのかということを県のほうとどのような協議をされてきたのか、私もずっとお伺いをしてきてるし、提案もしてきております。

高鍋町でしっかりと把握できるような施設運営をしていけるような状況というのをつかっていかない限り、絶対施設入居者がよくなることはない、要するに虐待をされてないにしても、それに近いものがひょっとしたらあるのではないか。でも施設に入所されている方の家庭環境を見てみると、どうしても引き取れないという状況を見たときには、私たちはどうそれに対処してあげたらいいのかということとはね、非常に大きな問題だろうと思うんですね。

それを考えたときに、私はずっと補正予算の中でも申し上げてきましたけれども、それがどういうふうに着目されて、施設の運営者とどんな話し合いをなされ、そしてどういった方向づけで高鍋町が望んできたのか、非常に私は興味があるところですので、しっかりとそここのところだけ答弁をお願いしたいと思います。

○議長（後藤 隆夫） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（井上 敏郎君） 健康福祉課長。まず介護施設の中に老人福祉施設3施設がございます。特養、それから中間施設、それから介護療養型の病院の中に設置された介護施設がございますけれども。議員おっしゃいましたように、これら3施設につきましては、私どもが管理監督権がなかなか行き届かない施設でございます。

やっぱり住民の方、利用者の家族の方から、やっぱりどうもちょっと待遇がおかしいんじゃないかと、そういう相談を受けます。私どもが施設に対して申し上げられる範囲につきましては、こういう相談があったんですけどどうなんだろうということとは施設側に申し上げております。それを越える、私どもの権限を越えるようなものにつきましては、苦情処理機関が国保連合会、それから社会福祉協議会のほうに設置をされておりますので、

重大な問題につきましてはそちらのほうに御相談をいただくようにいたしております。

それから、老人保健3施設につきましては、毎年県のほうが指導監査という形で入ってまいります。その結果についても、私どもに情報として提供をいただくようお願いをいたしておるところでございます。その3施設の施設長さん方と例えば定期的にといい意見交換の場を持っていないところがございますが、随時お話し合いはさせていただいております。

それから、3施設以外の地域密着型の施設というのがございます。これは高鍋町でいえば先ほど議員がおっしゃいましたグループホームになります。これは高鍋町に設置権限、それから管理監督権限が付与されてございます。グループホームの施設につきましては、運営推進会議というのを2カ月に一遍行うようになっております。その委員のメンバーというのは施設側の職員であり、例えば地域の公民館の館長さんであったり、役場の職員であったり、家族会であったり、そういう方々が推進会議のメンバーになります。

これにつきましては、今申し上げましたように2カ月に一遍ほど会議を行っておりますので、それから年に一回指導監査ということで町が入っておりますので、これにつきましては随時何かありましたら町側からお願いをしたり、是正を求めたりということはやっております。施設に関しては現状としてそういう状況でございます。

○議長（後藤 隆夫） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） これで質疑を終わります。

次に、認定第7号平成20年度高鍋都市計画畑田土地区画整理事業清算金特別会計歳入歳出決算について質疑を行います。質疑はありませんか。13番、中村末子議員。

○13番（中村 末子君） 13番、中村末子。監査委員の意見にもありましたけれども、清算金についての対応では、どのように行い、その成果はどのようにあったのか答弁を求めたいと思います。

○議長（後藤 隆夫） 建設管理課長。

○建設管理課長（曾我部義雄君） 建設管理課長。清算金の対応につきましては、通常の督促状、それから催告状の発送に加えまして戸別訪問等を実施をして徴収に努力をしているところがございます。20年度末での徴収率につきましては、99.0%ということになっており、一定の成果が上がったものと思っております。今後も滞納者の減少に鋭意また努めていきたいというふうに思っております。

○議長（後藤 隆夫） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） これで質疑を終わります。

次に、認定第8号平成20年度高鍋町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について質疑を行います。質疑はありませんか。13番、中村末子議員。

○13番（中村 末子君） 13番、中村末子。県内での広域連合の運営になっておると思

いますが、このような運営手法は町民にとってどのようなメリットがあるのかお伺いしたいと思います。

○議長（後藤 隆夫） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（井上 敏郎君） 健康福祉課長。広域連合会計の手法の町に対するメリットはどのようなものかという御質疑でございますが、国保の会計を見ていただきますと御承知のとおり、市町村単位での保険者という形で会計運営をいたしておりますが、保険制度運営がなかなか財政基盤が脆弱でございます。既に各市町村単位では運営がなかなか厳しい状況に追い込まれているのが現状でございます。

広域連合につきましては、基盤安定を図られると、圏域全体で財政運営を行っておりますので、そういうスケールメリットがあるという点が上げられると思います。具体的に申し上げますと、財政規模が大きいために予期せぬ突発的な医療費支出に対応できる。それから県内における保険料の平準化、こういうことがメリットとして上げられると思いますし、加えて事務の一元化が上げられるというふうに考えております。

○議長（後藤 隆夫） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） これで質疑を終わります。

次に、認定第9号平成20年度高鍋町水道事業会計決算について質疑を行います。質疑はありませんか。13番、中村末子議員。

○13番（中村 末子君） 13番、中村末子。構築物の耐用年数を初め、事業費などについての計画推進状況はどうだったのでしょうか。その計画による成果はどうだったのかお伺いします。

老朽管布設がえ工事がありますけれども、早急な対応が必要だったのか。老朽管と判断する経過年数についての判断基準についてどのような考えをお持ちか、また有収率から考えての布設がえ工事なのか、その成果はどのように図られてきたのかお伺いしたいと思います。

○議長（後藤 隆夫） 上下水道課長。

○上下水道課長（芥田 秀則君） 上下水道課長。水道事業開始当初、昭和42年から45年に布設されました石綿セメント管の更新が平成19年度をもって完了いたしました。配水管の更新に当たっては、この赤面セメント管の更新及び事故率の高い管路の布設がえ、また民有地通過管路の公道部への布設がえ、それから低水圧解消のための布設がえといった事業計画を計画的に行ってまいりました。これらの工事により平成20年度の有収率が対前年度比2.0%改善がなされました。

次に、老朽管布設がえ工事につきましては、更新計画を立て年次的に行っております。老朽管布設がえ工事による成果としましては、布設がえ管路の漏水事故の発生をなくし、ひいてはそれが水道事業全体の有収率の向上につながっております。あわせて安全、安心の観点からも、地震に強い配水管材、これを採用いたしまして、布設がえを行っております。

すので、防災面からも成果が上がっているものと思われま

す。

○議長（後藤 隆夫） ほかに……

○13番（中村 末子君） 経過年数についての。

○議長（後藤 隆夫） 経過年数（「うん」と呼ぶ者あり）判断。上下水道課長。

○上下水道課長（芥田 秀則君） 上下水道課長。老朽管の経過年数ですけれども、これは判断基準がちょっとなかなか難しく、耐用年数が配水管、これは地方公営企業法の施行規則にうたってあります40年と言われておりますけれども、この判断がなかなか難しく道路改良とか漏水の多い箇所、そういうところでも布設がえ、これをするしかないと考えております。

以上です。

○議長（後藤 隆夫） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） これで質疑を終わります。

次に、議案第60号高鍋町国民健康保険税条例の一部改正について質疑を行います。質疑はありますか。13番、中村末子議員。

○13番（中村 末子君） 13番、中村末子。この要綱では、失業、休業、廃業、疾病などに関する問題は条例化できるようですけれども、商店街の皆さんとか農業者の皆さんの中には、昨年度の収入が大幅に増加したただけでも、今年度は非常に落ち込むという場合の対応策が、私は大変心配されるんですね。そのような場合の対応策は今回は考えの中に入れられなかったのかどうかをお伺いします。

○議長（後藤 隆夫） 税務課長。

○税務課長（田中 義基君） 税務課長。今回の減免導入の趣旨でございますけれども、予測できなかった事態などで急に働けなくなった、あるいは職を失ったということで所得が激減する方、これを対象にしようとするものでございます。

ですから、失業、休業、廃業、疾病、負傷に限定したといいますのはそのためでございます。例えば営業をやってらっしゃる方、農業の経営者の方は、その仕事自体がなくなるというわけではございませんし、継続して働いて何らかの所得を得ることができるものだという判断しております。年ごとの経営状況の大きな波による所得の変動に対してのその所得額に対してを対象にするということではございませんので、今回は考えには入れておりません。

ただ、その方が、廃業されたとか、疾病等で年の大半が就業できないというような場合には当然、減免審査の対象になるのはもちろんでございます。

○議長（後藤 隆夫） 13番、中村末子議員。

○13番（中村 末子君） 13番、中村末子。例えばですね、今年度は本当に農業者の皆さんの中で、これ多く出てきていることなんですけれども、もう野菜がね、物すごく高く

で取引をしていただいたと。そしたら、その次の年には非常に低価格でできなかつた、反当たりの状況からいって、もう本当に生活できる状況ではないぐらいに翌年にやはり落ち込んだ場合ですね、税も払えない、国民健康保険税も払えないとか、そういった状況というのが出てくる可能性はね、これは絶対ないとは言えない状況にあると思うんですね。

私は従前から質疑も行ってきておりますし、提案もしてきておりますけれども、何らかの解決方策を見出して、その収入があったときにお金を払うのは皆さん苦じゃないんですね、お話をしていると。その年の収入の分を来年度に払うときに計画的にしっかりと払える状況というのを貯金をするなり、何なりの払える状況をしっかりとつくっていかればいんですけれども、そういったところの啓発活動、いわゆる経営指導なりがしっかりと行われていないと、次の年には国民健康保険税を納められないという事態もね、発生するかもしれないという私、すごい懸念をしているんですね。

だから、私が一番心配をしているのは、やはりそこの経営指導なり、何なりを税務課を含め、いろんな部署で分け合いながらどうやってしていくのかと、非常に私、大事な作業なんじゃないかなというふうに思うんですね。そうしていかないと、次の年に国民健康保険税が納めていくことができないという状況が生まれてくる可能性があるんじゃないかなというふうに思うんですね。

その辺の対処策を文面だけではないんですけれども、どうバックフォローしていくのかというところがあると思うんですが、その辺はどのようにお考えになった上でのこの提案となっているのかどうかをお伺いしたいと思います。

○議長（後藤 隆夫） 税務課長。

○税務課長（田中 義基君） 税務課長。これまでの長い期間における納税相談、農業の経営者の方もしくは事業の経営者の方に対しての納税相談といいたいでしょうか、納税をされる時のお話と申告するときのお話等も、去年は所得が少なかったでしょう、ことしはこういうふうな所得が多かったですか、御存じのように翌年度に住民税もそうですけれども、翌年度に前年度の所得に対して課税されますと。そういう意味で、また、お宅の総所得がことしのように大きいわけでもありませんし、来年もしかすると減るかもしれませんと、そういうときには十分納税をしていただけないといけませんから、そのあたりの所得なり、貯蓄なり、そういう担税能力はきちんとつけておいてくださいという納税相談というのは、これまでずっとやってきております。

今後もしそういう形では進めていこうと思っておりますし、例えば去年の所得が物すごく多かったという場合に関しましては、ことしの国保税というのはほとんど大きい方というのは満額、限度額以上になっているはずですね。そういう方というのは本来であれば、税の公平性でいきますと、もう少し本当は多かったかもしれんけども、それは限度額ということで抑えられてますよと、そういう部分についてもある程度認識いただいて、翌年度もし所得が減る——今年度ですね、所得が減るというようなことになれば、翌年度は当然国保税というのは前年度にかかりまして大きくなりますが、そのあたりは当然理解をした上

で担税力をためておいてくれという指導といいましょうか、納税の相談——経営指導とまではいきませんが、そういう相談の仕方はさせてもらっております。

今回のこの減免に関しましても、そういう方たちの分まで、じゃあどのぐらい範囲を広げるかということになりますけども、そうなったときにじゃあ税源——財源分ですね、これをどういうふうに充当させるかとか、そういった話にもその限度額によりますけれども、そのあたりを考えましたときに今回の条例に関しましては、あくまでも先ほどの4つ、5つですか——に限定した方に対しての減免ということで対応させていただこうというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（後藤 隆夫） 13番、中村末子議員。

○13番（中村 末子君） これはですね、委員会のときに聞こうかなと思ってたんですけど、あえて今答弁がありましたのでお伺いしたいなと思うんですが、この条例改正は、恐らく国のいろんな制度改正によって順次地方自治体が条例をつくってきたというふうに私は認識しているところがあるんですね。やっぱり派遣社員、雇用状況の悪化とか、そういうことも含めた上でですね。

だからそれを考えたときには、私なんかは単純に国が主導で地方自治体が条例をつくったりしていく場合については、私、かなり国からの支援制度というのがあるのかなど。この条例によって、一体どれぐらいの国民健康保険税が少なくなるのか。運営に支障を来すほどになるのか、どうなのかという状況判断把握というのはどのようになされているのかお伺いしたいと思います。

また、国からですね、特別なそういった枠を持った支援体制が組まれているのかどうか、それについても今回この条例を出すにあたって、どのように精査をされてきたのかお伺いしたいと思います。

○議長（後藤 隆夫） 税務課長。

○税務課長（田中 義基君） 税務課長。御指摘のように4月になされました経済危機対策の中に失業者に係る国保の保険の税の減免を推進しなさいという記述がございました。ただ県内の他の自治体、児湯郡以外、一部自治体もございますが、それ以外の自治体に関しましては、それまでに失業とか低所得といった条例が何らかの形でできあがっていたんですね。それで対応されているようなところがございますが、私ども郡内に関しましては、そういう条例とかできておりませんでした。

これも過去にいろいろ議員等の御指摘もありましたので、国保税についての低所得者、苦勞されている方についてという御意見もございましたから、そのあたりを踏まえて今回、そういう経済危機対策等の文言等もありましたので、それをやっていこうじゃないかということから始めたものでございます。

そして金額、税額ですけれども、正直ことしの所得がじゃあどのぐらい落ちるかというのは全く把握はできておりませんし、今現在どのぐらいの方が離職といいましょうか、リ

ストラ受けられたとか、そういった数字というものも判明しておりません。

ですから、数値的にもなかなか難しいんですが、ただ何らかの概算的な数値を出さなければいけないという判断から、一昨年と昨年の所得の比較をさせていただいて、その中でその値を現状の税率等に掛けさせていただいて、概算で数字は出させていただいております。約40件ぐらい、数で約100人ぐらいになるのでしょうか。400数十万円ぐらいになるんじゃないかというあくまでもこれは概算でございまして、明確な数字ではございませんし、上下の差は相当大きいものというふうな判断をしております。

それと、国の助成、確かに失業者、それもしかかも非自発的な退職者に関してのみ該当しまして、調整交付金のほうですけれども、なおかつ12月の納期——なぜ12月かというのは、年中にということの判断だろうと思うんですけど、そこまでの申請者に関してのみということでございまして、なかなかこの場合の高鍋町に関して、果たしてその額があるのかどうかという部分に関しては、ほぼないんじゃないかなという状況に感じてはおりますが、またそれは精査をすることになろうと思います。

以上です。

○議長（後藤 隆夫） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） これで質疑を終わります。

次に、議案第61号高鍋町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部改正について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

次に、議案第62号高鍋町立保育所設置条例の一部改正について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

次に、議案第63号財産の無償譲渡について質疑を行います。質疑はありませんか。

13番、中村末子議員。

○13番（中村 末子君） 13番、中村末子。これは63、64号、どちらも同じような質疑になりますので、63号のみの質疑にしたいと思います。無償譲渡した場合、建物などについてですね、耐震問題など万が一不備が生じているときには、どのような対応をしてくれるのかどうかを法的にはどのような対応をしなければならないようになっているのかお伺いしたいと思います。

○議長（後藤 隆夫） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（井上 敏郎君） 健康福祉課長。財産の無償譲渡に関する御質疑でござい

ますが、無償譲渡した物件につきましては、移譲先法人との間で建物等譲与契約書を取り交わす予定にしております。その契約の中で「町は瑕疵担保責任は負わない」という条項を定めたいと。これは南町保育園を明倫保育園に譲渡したときの契約内容と同様でございますが、そういう条項を盛り込みたいと考えております。

なお、私立保育園につきましては、公立保育園と違いまして大規模修繕でございますとか、耐震診断、こういうものを行う際には国県の補助制度がございますので、その制度を活用しながら改善、改修をしていただこうというところで現在のところ考えております。

○議長（後藤 隆夫） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） これで質疑を終わります。

次に、議案第64号財産の無償譲渡について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

次に、議案第65号高鍋町国民健康保険条例の一部改正について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。20分まで。20分から再開をします。

午後2時10分休憩

.....

午後2時20分再開

○議長（後藤 隆夫） それでは再開をいたします。

訂正の申し出が出ております。認定第1号についてですね、教育総務課長のほうから訂正が出ておりますので許可をします。教育総務課長。

○教育総務課長（永友 吉人君） 教育総務課長。訂正をいたします。先ほど14番の春成勇議員のほうから、学校耐震化事業につきまして調査の結果3棟が基準以下の耐震性であるということが判明したというお話の中で、私「4棟」というふうに訂正をいたしました。

ちょっと誤解がありましたので訂正させていただきますが、そのうち実際4棟が耐震性以下のものでありますけれども、そのうち1棟につきましては平成19年度に実施した耐震診断によって発見をしておるものでありまして、20年度の成果としては「3棟」ということでございます。ですから、相対的には4棟が不適當ということになっております。大変申しわけございません。

○議長（後藤 隆夫） それでは、次に議案第66号平成21年度高鍋町一般会計補正予算（第3号）について質疑を行います。13番、中村末子議員。

○13番（中村 末子君） 13番、中村末子。ようやく西小学校の放課後対策事業が実施されるようですが、西小学校の保護者の中から、遠距離通学している子供さんの中には、できれば全員が帰れる時間まで預かっていただきバスなどの対応ができないか検討していただきたいとの要望が出されています。そのような状況にもしっかりと対応できるバックフォローはあるのかどうかお伺いしたいと思います。

まちなか活性化事業補助金が上がっておりますが、もうほとんど人通りの少なくなったシャッター通り、具体的にはどのような政策なのか。また受益者負担はどうなっているのかお伺いします。

学校整備に関して防水工事などの考え方についてはどうなっているのか。せっかく予算化しても宮崎の業者しか仕事できないのでは、町内業者の皆さんからおしかりを受けそうです。どのような工法で計画しているのか答弁を求めます。

防災備蓄倉庫の継続費が出されていますが、その運用計画はどうなっているのか。倉庫などをつくっても片づけられずに放置してある場所もあるのではないかと。片づけ上手の方にお伺いしましたところ、部屋をつくらない、ものを買わないということのようですが、片づけていく、そういった状況というのはどういうふうにつくっていかれるつもりなのか、すぐに出せないという状況では防災の意味がないんじゃないかなというふうに思いますので、そのような計画はどうなっているのかお伺いします。

新しい言葉を使えば何となく新しくなったような気分なんですけれども、まあニューデール政策ですね——による環境問題を考えた対策費の活用があるんですけれども、そのことによって環境に配慮する削減についてはどのような効果を期待しているのかどうかお伺いします。

ごみの問題では住民が、まあマイバッグ運動とか生ごみの肥料化を取り組んでみても、宮崎エコクリーン漏水問題などで費用負担を考えたときには、私たちの税金がそれにどんどん使われていく、私たちがどんなにマイバッグを持っていたり、生ごみの肥料化を取り組んだとしても、そのような費用でどんどん消えていく自治体のお金を考えていったとき、何だかむなしくなる思いがしてると思います。

住民が取り組んで自分もよかったけど、環境にもよい影響を与えられているという思いがあれば、なお環境問題に、もっと理解を住民が示していけるのではないかと考えますけれども、いかがお考えでしょうか。

○議長（後藤 隆夫） 町長。

○町長（小澤 浩一君） 町長。お答えします。ごみ問題についてであります。近年、町民の皆様がごみ、さらには環境に関し問題意識を持っていただき、さまざまな取り組みを行っていただいております。その取り組み等により、少しずつではございますが、ごみの減量化も効果が見えつつあります。

また、エコクリーンプラザみやざきの漏水問題は、まことに残念なことであり、これからの対応、対策に苦慮しているところであります。

最後に、環境問題につきましては、現在世界レベルで取り組みがなされております。私たちが常に環境問題に関心を持ち、今、自分たちにできる自然保護の取り組みを続けていくのが、私たちに課せられた課題ではないかと考えているところでございます。

その他の質問につきましては事務的なことでありますので、担当課長より説明いたします。

以上です。

○議長（後藤 隆夫） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（井上 敏郎君） 健康福祉課長。一般会計補正のうち、健康福祉課に関する御質疑は1点だったと思いますが、西小学校の放課後対策事業についての御質疑でございます。

現在小学校での放課後児童クラブにつきましては、現在6時30分まで対応しておりますので、保護者のニーズには対応できている時間設定ができているんじゃないかなというふうに思います。

加えまして、放課後児童クラブから帰る際には、原則家族の方が迎えに来ていただくということをお願いをしている現状がございまして、迎えに来られて保護者の方々に預かった子供さん方のその日の一日の状況をお伝えする場にも——いわゆるコミュニケーションの場にもなっておりますので、ぜひお迎えに来てくださいということをお願いしている経緯がございます。

バスの対応が、一緒に帰るようにバス対応ができないかということでございますけれども、いわゆる遠距離通学、2キロ以上の遠距離通学者が、西小学校区で6地区ございます。それから東小学校区で3地区にまたがっておりまして、今放課後児童クラブ事業を展開しているところが4箇所ございますが、西小だけということにもなりませんので、現時点では代替バスの運行については困難ではないか、できるだけお迎えに来ていただくようお願いをしたいというふうにも考えているところでございます。

○議長（後藤 隆夫） 産業振興課長。

○産業振興課長（長町 信幸君） 産業振興課長。城下町高鍋まちなか活性化事業につきましては、城下町高鍋の歴史、文化、伝統といったものを商店街に取り込み連携させることで、商店街の活性化を図り、新しいふれあいを創出する仕組みを構築することが目的であります。

新しいにぎわいといったキーワードをもとに、多岐にわたる事業を展開し、その事業の実施主体が事業終了後も自主運営ができる体制を確立することで、より弾力的で継続的なまちづくりの運営を目指すものであります。

なお、この活性化事業についての事業負担についてはございませんが、それぞれの、例えば今一つの提案として、まちなかギャラリーみたいなものが相談の中に上がっておりますけれども、その経費に対する補助、そういうものについては県あるいは国の補助事業と、あるいは町が考えなきゃいけないこと等あると思いますけれども、現時点では定かではご

ございません。

以上でございます。

○議長（後藤 隆夫） 教育総務課長。

○教育総務課長（永友 吉人君） 教育総務課長。学校整備のうち今回計画をいたしましたのは、校舎の防水工事ということでありまして、現在既に雨漏りがしている校舎を対象に実施したいというふうに思っております。

具体的には東西小学校及び東中学校が各2棟ずつ、合計6棟。西中学校が1棟ということで、すべて7棟ということで計画をしております。

次に、工法でございますが、幾つかの工法につきまして関係各課と協議をいたしました結果、築造年齢が40年を超えております小学校の4棟につきましては、現行のアスファルト防水工事を行いたいと。また、これより比較的築造年齢が若い中学校の3棟につきましては、金属屋根折板をかぶせる、被覆する工法を行いたいというふうに思っております。

○議長（後藤 隆夫） 総務課長。

○総務課長（間 省二君） 総務課長。防災備蓄倉庫のその運用計画でございますけど、現在建設中の防災備蓄倉庫は、有事の際の避難所、防災備蓄倉庫、消防団本部詰所の機能を有する施設であり、避難所については、平常時は消防団等の会議や研修、住民を対象とした防災研修会等に利用します。備蓄倉庫については、非常食を初め飲料水、毛布等の災害時の食料、物資を備蓄します。そのため避難所はいつでも使用できる状態にする必要があることと、倉庫については防災用に使用し、整理された状態に常にいたしたいと思っております。

それから、ニューディール政策による環境に配慮する削減についてでございますけど、地球温暖化対策の近々の環境問題を解決するために、国から県に交付される二酸化炭素排出抑制対策事業費補助金を活用しまして、21年から23年の3カ年で庁舎の省エネ化を図りたいと考えております。

主な内容につきましては、本年度に設計業務、22年度に空調システム、23年度に太陽光発電設置を考えております。すべての事業を実施したときにおきましては、現在これは九電のほうに算出させた結果でございますけど、CO<sub>2</sub>の削減量は従来と比べまして年間約50トンの削減になるものと考えております。

○議長（後藤 隆夫） 13番、中村末子議員。

○13番（中村 末子君） 13番、中村末子。先ほど答弁をいただきましたけれども、確かに放課後対策事業ですね、これ西小学校だけというわけではございません。ただし親が迎えに来るということを学童保育というか放課後対策事業で申し上げたときに、できれば遠距離通学をしてる子供さんの中の親の中から、上級生がいる場合、上級生が帰る時間に合わせて一緒にバスの運行というのができないのかということがかなり提起として上がってたんですね。というのは、やっぱり農業者の皆さんであったり、いろんなどころでお勤めの方であったりして、その迎えに行かなきゃならない時間にお迎えに行けないという状

況というのもひょっとしたら出てくるかもしれないということを御相談されたものですから、私こういう質疑を行ったんですけれども、またこの問題については、文教福祉の常任委員会でも十分内容等を申し上げまして、それが理解していただけるかどうかということも含めて、それが前向きに解決をしていただける方策が何か出てくれば、それはそれでまたよろしいので、この問題についての答弁は要りませんが、まちなか活性化事業補助金ですね、これは私非常に考えて事業を行わないと、焼け石に水という言い方が適切かどうかは私はわかりません。でも今のもう商店街のずっと状況を見てますと、ここ私が高鍋にこうして30年近くなりますけれども、もう相変わらず本当にくしの歯じゃなくてほとんど欠けてしまってる。残ってるところが少ない。

その中でやはりじゃあどう人呼び込んでいくのかという事業をするときに、私は以前も申し上げたと思います。自然環境のエコとか、そういうことを考えていらっしゃる田中優さんという方が、高鍋町の一番街、中町一番街、立花通り商店街、ずっと商店街の活性化の問題についてもこの方は十分区役所の職員時代に、まちなか活性化の事業を非常に取り組んでこられた方ですので、どうでしょうかと見に行き一緒に歩いたんですね。そしてたら、高鍋町は活性化は無理ですと。というのは、私がここに魚屋さんがありましたと、ここにこういうのがありましたという話したら、ああその魚さんが消えた時点で高鍋町の町はもうなくなったと、商店街通りがなくなったと。商店街というのは、今のやはりいろんなスーパーとか、そういうところに匹敵して、商店街の一番大きな魅力というのは、要するにスーパーとかそういうところで一番問題になるのがお魚と肉なんだそうです。これがいかに住民の対応をできるのか、それが話し合いながら対応できるようなまちなかの事業、要するにそういう魚屋さんとか肉屋さんがあれば、非常に大きなメリットとなる事業なんですというお話をされたんですね。まず、だからそこで、例えば中町一番街、立花通り商店街ずらっと行ったときに、初めて全部自分たちのもう毎日食べる食事をここで全部調達できると。逆に言えば、お惣菜も含めてスーパーでは売っていないお惣菜をしっかりとあそこの中で開発していくことによって来ていただける。働いている人たちにも来ていただけるような町になるんだということをお話をしてくださったんですね。その顕著のあれで今よくテレビに出てる肉コロッケというか、そういうコロッケで1個250円するんだけど、お肉屋さんが始められたんですね。そしてたらもう毎日行列が朝9時から大体50人から100人ずつ並ぶようになったと。もうテレビでもどんどん取り上げられて、またどんどん今度はインターネットでも売られるようになったと。それだけおいしいものが、最初のうちはどうなんだろうかと行ってたけど、本当になかなか売れなくて困っていたお肉を牛肉をひき肉にして、おいしい肉をひき肉にして、そうやってコロッケにしているということが一番よかったんでしょうねということでおっしゃったんですけれども、私その話を聞いたときに、本当に私たちは日常、非日常的なものはなかなか足を運ばない。日常的なものであれば、やっぱりそこに足を運んでいくことができる、そういう事業展開というのをしっかりしていかないと、本当にまちなかの活性化事業というのはできないん

じゃないか。だからそのお店の人たちがどんなに工夫してもどんなに頑張ってもできないことはあるんですよって言われたんですよ。なるほどなって私そのときに思ったんですけど、やはりそういう方の御意見を聞きながら、活性化事業をどうやって取り組んでいくか、そして、これを高鍋町の町の再生を図っていく大きなこれが突破口になれば、やはり高鍋町の活性化がここから生まれてくるというふうな、金額的に言えばそういうのがやれるのかどうかというのはわかりませんが、でも少なくとも、今ある現在あるほかの商店の方でお魚屋さんとかお肉屋さんとかにそういうアイデアを持って行って、自分たちも協力するというで何とかつくりたいというふうな、じゃあどうしたらよろしいんですかねという話聞いたときに、そのときお魚さんがいなくなったときに、そのお店を商店街の方が皆さん買われたんだそうです。もうお年寄りですね。で、若い人に後継者になってもらって、1年間商店街の人と区役所のほうで、1年間ちゃんと補助金を差し上げて、お給料をちゃんと差し上げられたんだそうです。もちろん後継ぎをしてくれる商店主の方からもちろんとしたお金を融資していただいたんだそうですね。もちろん働いてるからですね。そしたら、そういうことも含めてきちんとしたまちなか活性化事業というのをしっかりやっていかないと、なかなかお客さんは回復してきませんと。そして、そういうところに来たついでに、じゃあほかのお店にも行こうかと、足を伸ばそうかという発想が出てくるんですよというふうに私聞いたときに、今度のまちなか活性化事業については、どういう計画を持っていらっしゃるのか非常に私期待してる部分というのがあるんですよ。どんな発想で、どんな実行力でやっていこうとしておられるのか、その内容についてどんな計画書ができ上がっているのか。また、商店街だけじゃなくて、消費者の意見というのをどういうふうに取り入れた形でのまちなか活性化事業を進めていこうとされているのか、そこのところをもう少し詳しくお知らせ願えればというふうに思っております。

それから、先ほど学校整備に関して、これ防水工事どうしても築年数が古いものに限っては、どうしてもやっぱり防水工事、今までと同じような防水工事をやらないとやむを得ないだろうという判断にたどり着いたんじゃないかなというふうに思うんですけれども、それでもやはり私はお願いをしたいんですけれども、決算認定でおわかりになったように、本当に今事業者というのが仕事がないんですよ。それが防水工事を宮崎の業者に持っていかけたのでは、やはり私は議員として本当にほぞをかむ思いというのが適切な言葉かどうかはわかりませんが、非常に悔しい思いをせざるを得ない状況なんですね。わかるんです、そういう耐震の問題、いろんな問題を含めて防水工事をしていかなければならない。でも耐用年数から含めて考えたときには、やはり屋根型の、頑張っていたのがだからその新しい部分のところでは、鉄板をふいていくというところで、とにかく頑張っていたんだらうということはいくぶん理解できるんです。だけど、それ以外についての、古いからということだけでそういった形でつくっていくというのは、非常に町内業者

から見れば、何と議員はつまらんもんよと、ちゃんとそこ辺の問題がクリアできるような勉強をせんとかというふうにも正直な話ちょっと言われてますので、私自身も建築基準法なり、いろんな耐震構造なりということは全然わかりません。わかりませんが、やはり業者の人たちが、もうこれならやむを得ないわなと言っていたらいいかなというふうな工法をしっかりといただかないと、私たちが手をこまねいて見ていたんじゃないかということで、非常にお叱りを受けるんじゃないかなというふうに思いますので、できれば防水工事をやるに当たって、業者に説明されるときには防水工事の工事であっても、できればどこかが元請になって下請で宮崎の業者に入っていただくとか、正直な話で私そんなことは余り言うべきではないと思うんですけども、そういった業者とのジョイントベンチャーなり何なりも組んでいけるところもあるんじゃないかというふうにちょっと思うんですね。だからジョイントベンチャーという形で組めないかどうかとか、これから先の業者の選定にも大きくそういった町内業者の皆さんからの思いを、私はここでしっかりと伝えられたらいいなというふうに思っております。

で、先ほど答弁の中で、環境問題を考える中で、もうちょっと先で予算が今度の予算ではありませんけれども、考えておられることに太陽光発電という、庁舎内に太陽光発電というふうに思っているようなんですけれども、もう私も太陽光発電をつけて随分経ちますのでよくわかるんですが、電気の売電が、売電が自分ところの電気の使用料を上まわったことは、もう一遍しかありません、一度、ただ一度1,200円上回りました。もううれしかったですね。でもそれ以外でほとんど使う電気は昼間に使う電気は太陽光で発電したものを使っているんだと思えば、今まで支払ってきた電気料のことから考えたときには、すごくうんと安くなってるのは事実なんですね。事実なんですけれども、でも環境問題を考えたときに、やっぱりどうしても私は自分がみずからが率先してこれつけなければならぬと思って320万円ぐらいかけて私当時つけました。だから庁舎でつけるとなると、それぐらいの金額の問題じゃない。だからもちろんリスクもいろいろあると思うんですよね。でも環境問題を考えたときに、先ほどの年間のCO<sub>2</sub>の削減の問題とか、いろんなことを考えたときには必要なのかなと思うのもあるんですけれども、でもこの太陽光発電だけでなく、さまざまな効果的な発電方法というのが、今もう徐々に考えられておりますし、太陽光発電についても、1パネル当たりに発電する量というのが、もうどんどんどんどん本当に日進月歩でよくなってきている部分というのはあります。そして、確かに私たちはそれに環境問題をしっかりと考えていくのは、自分の足元から考えていくというのは非常に重要なことだと思いますので、できれば学校なんかも本当は太陽光発電をぜひつくっていただきたいと思うぐらいあるんですけれども、私はこういう問題が持ち上がる前から環境問題をしっかりと考えてましたので、そういう意味ではみんなが後に書きましたように、エコクリーンの問題で、費用負担が本当にこれだけ大きくなってくると、どんなに私たちがマイバックを持って行ったりいろんなことをしたりしても、何か追いついていかないような錯覚を持ってしまいうんですね。だからそういうことを考えたときには、この二

ニューディール政策による環境問題というのは、非常に私は重要なのかなというふうに考えますが、これ以外に何か考えられた政策というのはないのでしょうか。

○議長（後藤 隆夫） 町長。

○町長（小澤 浩一君） 町長。城下町高鍋まちなか活性化事業につきましては、議員の申されたように、大変商店街が疲弊して難しい状態になっておることはもう十分わかっております。しかしながら、この事業を取り組むというお話をしたときから、若い方々が会議所なんかと一緒にやろうと、とにかく指を加えて見ちょっちゃいかんと、私たちがやりますということでございますので、その辺を御理解いただいて、また議員からもバックアップをしていただきたいと思いますと思っております。

それから、防水工事等の業者の選定のことでございますけど、私も全部高鍋町でできれば一番いいんだなということでいろいろ職員と協議をしまいましたが、今のところこういった結果しか出ておりません。そういうことで、また業者の方々から何か意見がございましたら、そういうふうにお伝えを願いたいと思っております。

それから、太陽光発電、中村議員のところでつけておられるということでございますが、役場は365日は人がおりませんので、何ぼか売電ができるんじゃないかと。そして、そういう計算をして設置をするべきではないかと思っておりますので、御理解を願いたいと思います。

ほかにつきましては、担当課長より詳細は答弁いたさせます。

○議長（後藤 隆夫） 産業振興課長。

○産業振興課長（長町 信幸君） 産業振興課長。今町長が申されましたとおり、非常に若い人たちが取り組んでくださって、主になって取り組んでくださっております。議員の御指摘にもありますとおり、これから現状の商店街については、将来が危惧されてるのは間違いないと思います。ただ、その若い人たちもこれが最後になるかもしれないと、我々が取り組むとしたら、そういうような発想の中で検討を重ね始めているところでございます。そのような計画を定めるためにことしから始めるものでありますから、現状の中ではまだ具体的にその文書なりの形になったものがあるわけではございません。

○議長（後藤 隆夫） 総務課長。

○総務課長（間 省二君） 総務課長。入札に関してのジョイントベンチャー等ができないかの御質問でございますけど、これは一応国の補助予算をもらってやる関係上、どうしても会計検査等が入ってまいります。それでその結局高鍋の業者に該当する方がおられないと。その方に請け負わせて悪い言葉で言えば丸投げというような状況になりますので、それはちょっと建設業法からも好ましくない案件になりますので、御理解いただきたいと思います。

それから、ニューディール政策なんですけど、先ほど町長が申しましたように、夜は充電して土日は休館ですので、職員等も電気等も使いませんので、幾らかの売電ができるんじゃないかということで、理論上の計算上はなってるんですけど、ただ補助金が当初予定

していたよりか6,000万円か7,000万円ぐらいの減額が来ておりますので、また規模等も考えてやっていかざるを得ませんので、また本年度一応基本計画、実施計画等ができました段階でまた御報告したいと思います。

○議長（後藤 隆夫） 6番、大庭隆昭議員。

○6番（大庭 隆昭君） 6番。総括質疑に当たらないかなと思いますけれども、委員会で審査に当たらない部分について、5件ほど概要をお伺いしたいと思います。

まず、介護保険の事業費の中の地域介護福祉空間整備等施設整備交付金でございますけれども、これはグループホームのスプリンクラーですか、この設置ということで、21年度から新設されたものであると思いますけれども、この補助金の基準割合と対象件数等についての概要を伺いと思います。

で、この件につきましては、一般質問で既に通告しております。その後に今回予算に計上されましたので、その辺の概要をお伺いをしたいと思います。

それから、23ページに当たりますけれども、子育て応援特別手当交付事業ですね、これが2,016万円か、計上されておりますけれども、事業の概要等の要綱等の概要、それから対象者数ですね、その辺がわかっておればお伺いしたいと思います。

それから、25ページになりますけれども、救急医療施設等運営費について、今回西都の医師会病院助成負担金ですね、これが計上されております。で、当初予算にも組んであるんですけども、合わせますと902万9,000円が計上されるわけですけども、この積算の基礎と利用者の状況ですね、これを伺いたいと思います。

それから、25ページになると思いますけれども、一般廃棄物の最終処分場費の工事請負費ですね、これが273万4,000円、これ一般財源で組んであるわけなんですけれども、土砂の埋め戻し工事ですね、が計上されております。これが今なぜ必要なのか、その理由を伺いたいと思います。

それから、最後に、問題を抱える子供などの自立支援事業費が計上されておりますけれども、事業の役務と申しますかね、そういうものと予定人数及び運営協議会委員の数、それから構成、メンバーですね、こういうものについてお伺いしたいと思います。

○議長（後藤 隆夫） 町長。

○町長（小澤 浩一君） 町長。お答えいたします。高齢者グループホームへのスプリンクラーの設置についてであります。今回の地域介護福祉空間整備等施設整備交付金では、平成19年6月13日の消防法施行令の改正に伴い、新たに設置義務が生じた施設が対象となり、1平方メートル当たり9,000円の交付金を交付するものであります。具体的には、延べ床面積が275平方メートル以上1,000平方メートル未満の福祉施設が該当することになりますので、この要件に該当する2施設について今回申請するものであります。

その他の質問につきましては、事務的なことでありますので、担当課長より答弁をいたさせます。

以上です。

○議長（後藤 隆夫） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（井上 敏郎君） 健康福祉課長。小規模福祉施設のスプリンクラー等の整備事業でございますけれども、只今概要について町長が申し上げたとおりでございます。これ平成18年に認知症高齢者グループホームの火災をきっかけに、先ほど町長が申しましたように、消防法施行令の改正がなされて、対象施設が小規模の特別養護老人ホーム、29名以下、入所者数がですね。それから、小規模の老人、介護老人保健施設、いわゆる中間施設と言われるものです。それに認知症高齢者グループホームが対象施設となります。で、面積要件につきましては、先ほど町長が申し上げましたとおりでございます、この面積要件を満たすグループホーム4施設のうち2施設を今回交付金でもって設置をしていただくということになったものでございます。

あとの2グループホームにつきましては、面積要件を満たしておりませんが、これまで防火管理につきましては、注意をするようにということで再三通達が参っておりまして、今設置されておりますのは消火器、それから、必ず年に2回以上は避難訓練を行うこと、それから、私ども設置管理認可者でございますので、そのグループホームに行つてそういう防火管理に関する指導も行つているというのが現状でございます。

失礼しました。続きまして、子育て応援特別手当の支給の要綱、それから、対象者数等でございますけれども、これにつきましては、平成21年度におきまして、生年月日が小学校就学前3年間、3歳、4歳、5歳になると思ひますが、その期間年齢の子供さん方に全員1人当たり3万6,000円を支給するものでございます。で、町内の支給対象者は560人ということで、今回の補正予算を上げさせていただいております。

それから、西都医師会病院の関係でございますけれども、この算出根拠でございますが、病院側が損益計算書を作成をいたします。その損益計算書の中から一時救急部門の医業損失額を算出をいたします。で、その全額をこの圏域内の1市5町1村、それから、宮崎市国富町の利用率によって負担金額を算定しているものでございます。医業損失額は前年度の額を用います。前年度の医業損失額が1億481万円余りということで、利用者数は3,115人、そのうち高鍋町の利用者数は269人で利用率は8.53%となっております。したがいまして、負担金額が857万5,000円という金額になつてるところでございます。

以上でございます。

○議長（後藤 隆夫） 町民生活課長。

○町民生活課長（三浦 敏君） 町民生活課長。御質疑の染ヶ岡の一般廃棄物最終処分場についてお答えしたいと思います。この処分場は管理型の施設となつておりまして、現在埋め立てはしておりません。管理のみを行つている状態でございます。

現状といたしましては、水質及び敷地、建物、各種機器等の管理を行つているところでございますが、ごみの埋め立てを行つていました1万3,000平米の管理型の施設にお

いて覆土用の土が不足していた状況がありまして、その西側に9,000平米の土地があるんですが、この9,000平米の土地から覆土用の土を確保した結果、西側の部分に大きな穴が残る結果となっております。これまでの工事残土を業者より少しずついただきまして、埋め立ておりましたけれども、その穴は今もほとんど当時のまま、少しずつでしたのでその状態で残っています。今回、国土交通省より3,000立米、3,000立方メートルのまとまった土をいただいたのですが、土壌検査のため、敷地内なんですが、仮置きをして汚染がされていないことを確認した上で埋め戻しとなったものです。

なお、窪地の状態では西側の土地なんですが、窪地の状態では草刈りなど施設管理において通常の数倍の時間を要する、危険も伴います。ということで、今回補正ということになったんですが、工事費用の積算につきましては、3,000立米の土の仮置きをしておりますので、その機械掘削、ダンプ運搬、それと敷き均し等です。

以上でございます。

○議長（後藤 隆夫） 教育総務課長。

○教育総務課長（永友 吉人君） 教育総務課長。お尋ねの、補正で言いますと、教育総務費の教育振興費中にございます問題を抱える子供等の自立支援事業についてということですが、これは文部科学省が平成19年度に発案をいたしました事業でございまして、その役割と申しますか、趣旨については、いわゆる不登校だとか児童生徒の暴力行為、いじめ、児童虐待、高校中退といった行動を問題というふうにとらえて、このような問題を抱える子供自身やその家族が持つ個々の課題を、どのように対応して最終的には家族なりその子供が自立できるか、その支援がどうできるかということを研究調査するための委託事業というふうになっております。

今回、この問題等は、当然個々にもございますけれども、有機的につながってはいるんですけれども、この中でも特に不登校傾向にある児童生徒について、その家族等に対しての効果的な支援のあり方を研究しようということによって事業を起こしたいというふうに思っております。対象人数といたしましては、現に不登校傾向にある中学生ということで、学校等の報告からも現在10名程度というふうに考えております。

続きまして、運営委員とその構成でございますけれども、現計画段階ではございまして、運営委員といたしましては、子供育成会、それから町のPTAの連絡協議会、主任児童委員、各学校長、それから役場の関係課課長職員、具体的には健康福祉課、社会教育課、教育総務課ということになると思いますが、及び適用指導教室の教育相談員と教育長ということで、現在13名を予定して行いたいと思っております。加えまして今回、適用指導教室の中に2名の家庭訪問員を配置をいたしまして、家庭訪問を通じて課題の掘り起こし、こういったものをしてまいりたいというふうに思っております。

○議長（後藤 隆夫） 6番、大庭隆昭議員。

○6番（大庭 隆昭君） 6番。第1点、それから第2点については、よく理解できたわけなんですけれども、西都医師会病院ですよね、この助成金のことはわかったわけなんです

けれども、ほかに予算上計上されてるのが宮崎の夜間急病センター運営負担金ですね、それから、宮崎市の小児診療所運営負担金ですか、これが計上されておりますけれども、この関係は今後そういった追加等とか、そういうものが生じないのかどうかですね、お伺いしたいと思います。

それから、一般廃棄物関係なんですけれども、穴がそのままの状態であるということで説明があったわけなんですけれども、危険性もあるというふうなことも言われたわけなんですけど、何か3,000立米ということで説明がありましたけれども、私が聞いておるのは、4,000立米ぐらいというふうに聞いておるわけなんですけれども、現に現地にちょっと行って見たんですよ、そういった話聞いたからですね。ところが、土が盛り土がされておるわけですね。そういったことで私はそういう行為がなされておるということについて、ちょっと疑問を持ったわけなんですけれども、やはりそういったものが原則的に執行されるのであれば、当初から予算化をされるということでない、事前に行為的にやったというふうに解されるんじゃないかという気がするわけなんです。そういったことで、事前着工の行為に当たらないかなというようなちょっと心配したものですから、その辺がどうなってるのか。

で、もう既に国土省のほうから盛り土もう運搬されてるんじゃないですか、既にですね。それは無料で埋められたということですかね。無料で運搬されて、あそこの敷地内に盛り土されておるということですかね。それを今度埋め戻しに使うということだろうと思うんですけどね。その経費が二百何ぼですか、273万4,000円ですかね、そういった経費ということで上がってたんですけれども、そこ辺が積算基礎についても今答弁があったわけなんですけれども、何かはっきりしない点があるわけなんです。その辺をもう一度明確に説明をしていただきたいと思います。

それから、問題を抱える不登校生とか、そういった人たちが10名程度おられるということなんですけれども、これは以前からやっておられたわけですね。それで構成員等も今お話がございましたけれども、これは100%ですかね、県の補助ということですね、そういうことで構成員のメンバーも言われたんですけれども、資格ですね、そういった指導の資格といいますか、そういった人の資格は要らないのか。それから、そういった指導員は県の派遣ですか、そういうものでやるかどうか、町のほうで指導員を設けておられるのかどうか、その辺をお伺いしたいと思います。

○議長（後藤 隆夫） 副町長。

○副町長（川野 文明君） 副町長。最終処分場の土の運搬、工事請負費ですね、これについてお答えいたしますが、経過が若干ありまして、国土交通省には以前からうちの最終処分場の埋め戻しの土量が要るということでお願いをしておりました。で、その関係で国土交通省のほうからそういう土がありましたので、この土は道路をつくる場合に掘削した土地で消毒をした、それなりの消毒をした土であります。これを最終処分場の土は、先ほど担当課長が言いましたように、埋めることでお願いをしたんですが、実は川南の漁業協同

組合と協定を結んでおります。協定を今回しなおしております。その中でその場内の変更等というか工事をする場合に協議が必要だということで、最初運んだときに協議が足らなかったものですから、すぐに工事をストップしまして協議をいたしました。その結果、消毒はしてあるんですが、その消毒ではちょっと検査結果がはっきりわからないということで、再度検査ですね、土の成分検査をするということが一つありまして、じゃあもう土はどんどんトラックが来てますからどっかに置かなければならないということで、これも川南漁協と協議の上、今置いてあります3,000立米ですね、一番処分場の北側に積んであります。これをここに一応仮置きをしております。で、結果的には検査をして問題ない土だということで、川南漁協とも協議が終わりまして埋め戻すということになりました。それで今回補正をさせていただいております、その3,000立米の土については、一切移動は現在していません。

以上でございます。

○議長（後藤 隆夫） 教育総務課長。

○教育総務課長（永友 吉人君） 特に不登校につきまして、今回10名程度というお話を申し上げたところですが、当然この不登校傾向にある子供たちにつきましては、学校を初めとしまして、あらゆる取り組みをしてまいってきているわけです。そういった中で、その不登校の原因がどこにあるのか判断ができないとか、あるいはもう教職員が頻繁に伺っても会えないとか、そういったいろんな事情がありまして、こういったものに対してどういった方向をとっていけば支援ができるのかどうかということを基本的には今回研究をしていこうということでございます。ですから、特別に名目的な支援員という形にはしてございますけれども、支援そのものを行うか、もちろん行えれば一番よろしいんですが、行うだけではなくて、こういった家庭訪問等を学校等の職員以外のものが伺って、何か発掘できる、課題を発掘できるものがないかどうかということをやっっていこうというふうに思っています。協議会につきましては、そういった報告を受けながらいろんな周辺の整備等を行いながら指導、あるいは支援等の体制が何かできないかという研究をしていきたいというふうに考えています。

なお、今考えておりますこの訪問指導につきましては、退職教員のいわゆるOB教員を予定しております。

○議長（後藤 隆夫） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（井上 敏郎君） 宮崎市の夜間急病センターと同じ宮崎市の小児診療所の運営費の負担金、これにつきましては、当初予算でシステムとしては当該21年度の負担金額は、前々年度、19年度の利用率、それから、21年度の必要経費額でもって21年度の負担金額が前年の11月ぐらいに会議開いて確定をいたしました。ですから、これにつきましては、当初予算で計上ができるという日程的なことになります。で、概算で金額を決めますので、その精算をした分につきましては、次年度の負担金で調整をするということになっております。で、西都医師会病院につきましては、今年度補正で上げましたの

は、前年度の医業損失額ということで、これが確定をいたしますのが、西都医師会病院の6月になってまいりますので、補正予算で計上せざるを得ないということで9月に計上させていただきますということになっております。

○議長（後藤 隆夫） 6番、大庭隆昭議員。

○6番（大庭 隆昭君） 6番。積算とかそういった方法はわかったわけなんですけれども、今後の方向性ですかね、と申しますか、私がちょっとお尋ねしたかったのは今後の問題なんですけれども、西都市の場合は助成負担金というような表現がされておりますね。そうすると、他の二つの関係のセンター等については、運営負担金というような表現がされておるわけですね。で、意味が何か違うような感じを受けるわけなんですけれども、今後の問題としてやはりそういったものの違いをどういうふうに考えておられるのか、同じ運営負担金なり助成負担金なり、統一されたほうがいいんじゃないかというような気がするんですよね、内容からしてですよ。その辺が表現の仕方が違っておりますと、内容もおのずと違うわけですよ、解釈の仕方がですね。そこ辺をちょっとお伺いしたいと思うんですけど、今後の問題として。それで、私は統一されたほうがいいんじゃないかなというような気がします。同じ負担金であればですね。だからそういった必要量に応じて、いろんな実績等によって割り当てられる負担金であれば、どっちも運営ですよ、運営の必要な経費を負担するわけですから、やはり言われたように1市5町、それから、宮崎市とか国富町なんかと協議されて、負担金協議会があると思いますけど、そういったもので協議をした結果が、こういった負担金ということになると思うんですね。

で、さっき結果300万円予算額の、あっ、857万5,000円ですか、そう言われたけれども、当初予算に45万4,000円組んでありますわね、西都のやつ。合計すると902万9,000円になるんですよ。じゃから今さっき言われた積算数がちょっと違うんじゃないですか。そこはまあわかっておられると思いますので、ようございますけど。そういったことで、一つはその助成金とそういった負担金の表現の仕方が、内容が全く違うものであれば意味が全く違うんですよ。助成負担金とそれから運営負担金といった場合は、意味の取り方が違うものですから、私は統一されたほうがいいんじゃないかというような気がします。

それから、さっき副町長のほうから盛り土の関係で答弁がございましたけれども、これは川南漁協と協定を結んだということじゃったですね。で、土質については検査した結果、問題なかったということなんですけれども、これは川南漁協のほうから何か指摘を受けたんですか。指摘を受けられてこういう措置をとられた、そういうことですかね。その辺をちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（後藤 隆夫） 町民生活課長。

○町民生活課長（三浦 敏君） 町民生活課長。確かに指摘がありました。確かに協定書の中にそういった文言があるんですが、以前から協定書の中にも新設、増築とか協議をしなければならぬと、そういった場合には。ただ、そういった方向には考えてなかったも

のですから、現状に持っていきただけのものという解釈をしております、そのまま埋め戻すための土でしたから、現状は変わるんですが、くぼ地が更地になるような形になるんですが、管理の上からもぜひそうしておかなければ正常な形ではないという判断で、以前から工事残土を受けてましたので、その要領で同じようなことをしてはいたけども、今回そういった指摘がありましたので、今回については3,000立米という土も多かったもので、漁協の御指摘のとおり検査もいたしました。

以上です。

○議長（後藤 隆夫） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（井上 敏郎君） 健康福祉課長。西都医師会病院と宮崎市の医療施設に対する負担金の名称が違うのではないかと御指摘でございますが、確かに助成負担金、運営費負担金という名称になってますが、性格上は一時救急医療分にかかる町負担金ということで、全く内容的には同じものでございまして、御指摘をいただいた名称について、その方向で検討させていただきたいというふうに思います。

それから、西都医師会病院の45万4,000円分、これにつきましては、平成18年度に債務負担で病院のMRIを導入するための改修工事が行われておりまして、これは当初予算で組まされていたと思うんですが、その分でございます。

以上でございます。

○議長（後藤 隆夫） 3番、池田堯議員。

○3番（池田 堯君） 3番。大庭議員に関連する質問で、その一般廃棄物処理場の埋立工事費に関しまして少し質問したいと思います。

先ほどから副町長及び担当課長の説明を聞いておりますと、ちょっとおかしいなというふうに私は思っております。まず、副町長の答弁ですね、指摘を受けなければそのままやっちゃったと、明らかに協定違反ですよ、先ほど言われたじゃないですか。協定が結ばれて物事をする場合においては協議するということになつていんでしょう。あなたの言われたことは指摘を受けなければそのままやっちゃった。協定違反じゃわ。それと担当課長が最初に答弁された段階において、管理型の施設に関しては現在搬入しておりませんと言われましたが、搬入しとるでしょう。災害時ごみを搬入しとるじゃないですか。この問題は補助金覚書に基づく補助金の問題に関して、あなた方が16年度に搬入止めますという問題に関して、この賠償金問題が引き起こったわけですよ。そのときの教訓は生かされず、まだうそを言っておるんですか、本会議場で。課長、でしょう。

それと、私が6月に一般質問の壇上での質問において、町長は一般廃棄物処理場は適切に管理をされておると言われたですね。先ほどの2回目の担当課長の説明では、埋め戻して適切な管理をしたいということですね。これは通浜漁協から処理場自体適切な管理がされておるのかということのもとに私が6月一般質問しようと思って、壇上だけで終わったんですね。時間がなくて。適切に管理をされてなかったんでしょう、現状は。

それと、土質検査をしろという指摘を受け埋め戻しをしなく盛り土にしたということで

すよね。これは間違いないですね。先ほど大庭議員の質問に関して、積算根拠はもろもろ言われておりましたが、土質検査の費用は述べておられませんが、幾らだったんですか。それでどこの節から土質検査料を払ったんですか。とりあえずそれ聞きます。

○議長（後藤 隆夫） 町民生活課長。

○町民生活課長（三浦 敏君） まず、適切な管理といいますか、水質管理はしております。ただ施設全般5.2ヘクタールの用地がありますので、その全般についてどこ辺まで、申しわけないですが（発言する者あり）敷地全般については今おいおい整備をして、整備といいますか、管理をしていこうというところでございます。（「それは町長の答弁とは違うよ」と呼ぶ者あり）廃棄物はしてます。廃棄物の処理。（「廃棄物処理場の管理がなされておるか」と聞いておるんや、執行部は休憩とってちゃんと答弁しない、だからさっき搬入してないとか、してるとかいう問題も明確に……」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 隆夫） 暫時休憩をいたします。40分から再開をしたいと思います。

午後3時30分休憩

.....

午後3時40分再開

○議長（後藤 隆夫） 再開いたします。

副町長。

○副町長（川野 文明君） 副町長。まず、最初に、6番議員の先ほどの質問からちょっとお答えいたしますが、今回の補正予算で上げてる分については、一切執行は、いたしてる分はありません。

次に、3番議員からの質問ですが、漁協からの指摘がなければそのまま搬入していったのかということでしたが、この件については、ちょうどその搬入が始まったときに、担当課長から連絡をいただきました、入れるということで、その時点で、いやそれはちょっと漁協との協議が必要ではないかということで、こちらのほうから漁協のほうに担当課長が協議に出かけたということです。で、その結果が、先ほど申しましたような順序といいますか、仮置きをさせていただくとか、そういう協議を済ませたことです。

以上でございます。

○議長（後藤 隆夫） 町民生活課長。

○町民生活課長（三浦 敏君） 町民生活課長。まず一般廃棄物最終処分場の管理についてなんですが、管理については適切には行っていると思います。行っております。水質においても今まで一度も条件を下回ったことはない、条件はクリアしております。で、土壌検査に要した費用なんですが、同じ最終処分場費の役務費、通常水質検査等をしておりますが、そういった役務費の中から支出しております。11万円ほど11万250円の費用が必要でした。

以上です。（「搬入しちよらんとしたじゃないか」と呼ぶ者あり）ボランティアごみ、以前はそういったことで協議はされていたかと思いますが、いま現在一切搬入はしており

ません。ごみの搬入は、管理型のほうにもしておりません。（「議長、質疑はちゃんとボタンを押してから。ちゃんと指示してください」と呼ぶ者あり）

以上です。

○議長（後藤 隆夫） ほかに質疑はありませんか。3番、池田堯議員。

○3番（池田 堯君） 3番。今副町長が再度答弁されましたが、土の搬入が始まったのは、私はびっくりしたんですね、近くにおるからですね。それにおいて漁協に「お前たちは知っちゃうのか」ということを申し上げて「知らん」と。それで高鍋町のほうに来たはずですよ、それで協議にしたんでしょう、課長ね。事前に協議したんなら、そんなことはあり得ないと思いますよ。また、副町長はうそみたいな答弁を二度もされるんですか。そして、このような状況がまた起こるとるんですね。本当23年度に新たな協定を結ばんにやいかんわけですね、更新があるわけですよ。そうすると、補助金の問題、また、今回の問題、協定違反を繰り返す、高鍋町自体がですね、なると思います。私は危惧します、23年度が。それと、今土質検査料を11万円と言われましたが、私が見る限り、予算書を見ると、水質検査料は需用費の中で明確に別に節の中で明示してありますね。これは水質検査では幾らだったんですか。この水質検査料委託はですね。それで11万円余ったから、それから使ったんですな。そりゃ課長単独で土質検査をされたんですか。それを伺います。

○議長（後藤 隆夫） 副町長。

○副町長（川野 文明君） はい、副町長。今の搬入時の関係ですが、私が搬入が始まって、担当課長から聞いた時点では、まだ漁協のほうに打ち合わせをしてないと、（「話が違うのはなぜですか」と呼ぶ者あり）いや、ちょっと答弁ですから。で、担当課長に聞いて、それではやはり協定書の中に何か触れるのではないかということで、すぐに連絡をとって協議をさせていただきますということで、たしか漁協にうちのほうから出向いていったと思います。それ以前に、池田議員が気づかれたのはそれ以前かもしれないですけど、私たちの事務の段取りとしては私はそういうふうに考えております。

以上です。

○議長（後藤 隆夫） 町民生活課長。

○町民生活課長（三浦 敏君） 町民生活課長。予算においては現状の予算の中で支出しております。ということだけです。（発言する者あり）

以上です。

○議長（後藤 隆夫） 暫時休憩をいたします。じゃあ4時まで休憩といたします。

午後3時48分休憩

.....  
午後4時00分再開

○議長（後藤 隆夫） 再開をいたします。

政策推進課長。

○政策推進課長（森 弘道君） 政策推進課長です。先ほどの契約金額が10万円を超えております関係上、決裁上は、課長は10万円、政策推進課長が50万円ということで、私のほうが決裁を執行させたということになっております。で、協議に来られたときに、緊急を要するというのもありましたことと、現行予算で対応できるということで、目節につきましては、町長の執行権ということもあります関係上、決裁をしたということになっております。

以上です。

○議長（後藤 隆夫） ほかに質疑はありませんか。3番、池田堯議員。

○3番（池田 堯君） 3番。今政策推進課長が答弁されたごとくであることはわかっているんですが、時間を与え過ぎましたですな。課長、町民生活課長にそこを聞いて、あなたの流用範囲を超えておるんじゃないかと聞くはずだったんですよ。よかったですな。それでこの埋め戻しの土砂の工事費ですよ、先ほど副町長は、予算執行していないので、事前着工じゃないと言われたですよ。6番議員に対する答弁をされたでしょう。今言ったこっちゃから覚えちゃってくださいよ。本来ならこれ問題視せんければ、事前着工したかなと私は思っておったんです。で、副町長には以前物事が起こったときに、事前着工はするなよと言うた覚えがありますなあ、私が。覚えておられますか。だから今無償でもらうことにおいてよかったんですよ、300万円近くの錢を使わずしてやれるということに関しては、非常にいい方法であったんですけど、この廃棄物処理場に関しては、通浜漁協との関係が非常にぎくしゃくし、ぎくしゃくした原因は全部高鍋町側にあるという状況からして、もう少し慎重に、担当課長、していただかないと、先ほど言ったように、23年度の更新が問題になりますよ。そこ辺を町長、23年度の契約更新も含めて今質問した内容ですね、どうされるのか今後、このような協定違反が起こらないように、町長としてどのような対応を望まれるのか伺いたいと思います。

○議長（後藤 隆夫） 町長。

○町長（小澤 浩一君） 町長。今議員の御指摘のとおり、23年に協定、再協定を控えておりますので、慎重に事を進めて、漁協さんの心外をしないように、ちゃんと職員に注意喚起して進めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（後藤 隆夫） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） これで質疑を終わります。

次に、議案第67号平成21年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について質疑を行います。質疑はありませんか。中村末子議員。

○13番（中村 末子君） 13番、中村末子。多分想像できるのではあるんですけども、今回の歳入減額について詳細な説明を求めたいと思います。

○議長（後藤 隆夫） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（井上 敏郎君） 健康福祉課長。国民健康保険特別会計の補正予算のうち歳入の減額についての御説明でございますが、歳入の減額につきましては、すべて国民健康保険税でございますが、これにつきましては、国民健康保険税条例改正に伴い、減免申請見込みの積算をもとに減額をするものでございます。で、財源の振り替え先でございますけれども、一般被保険者分及び退職被保険者分の介護現年課税分につきましては、繰越金を充てると。それ以外の退職分につきましては、療養給付費交付金を充当しておるところでございます。

また、一般国税の介護現年課税分につきましては、さらに国庫支出金の介護従事者処遇改善臨時特例交付金分を減額いたしております。この交付金につきましては、国が平成21年度の介護報酬を改定したことに伴いまして、その増額部分を国が交付金で手当てするというようになっておりますので、被保険者の税負担を軽減するものでございます。で、今回につきましては、税額の改定は行わずに、次年度の国民健康保険税算定時に充当いたしまして軽減を図ることにいたしたいというふうに考えておるところでございます。

以上です。

○議長（後藤 隆夫） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） これで質疑を終わります。

次に、議案第68号平成21年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第69号平成21年度高鍋町介護認定審査会特別会計補正予算（第1号）について質疑を行います。質疑はありませんか。13番、中村末子議員。

○13番（中村 末子君） 先ほどと同じなんですけれども、減額する理由を詳細に述べていただきたいと思えます。

○議長（後藤 隆夫） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（井上 敏郎君） 健康福祉課長。介護保険介護認定審査会の補正予算でございますけれども、減額の理由でございますが、平成20年度の事業費が確定をいたしまして、主に認定審査会の委員報酬等を各町の高齢者数で案分しなおして精算をしたもので、高鍋町分の負担金の減額ということになります。

以上でございます。

○議長（後藤 隆夫） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） これで質疑を終わります。

次に、議案第70号平成21年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第1号）について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第71号平成21年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計補正予算（第1号）について質疑を行います。質疑はありますか。13番、中村末子議員。

○13番（中村 末子君） 13番、中村末子。これ議会運営委員会のときにも申し上げましたんですけども、この備品問題ですね、これは水道会計の予算、決算などを審査するときに、私も聞いてきたところなんですけれども、いろんな水道事業会計時に、今までに積み上げたノウハウがあるんですね。だから今回組みかえというのをされるということになって、今になってこのような組みかえ予算を行うことというのは、せつかくこの水道事業会計で生かされてきたこの経験が、なぜ生かされなかったのか、当初でできなかったのかなと、こういうふうにしていったほうが確実にメリットのほうが多いんじゃないかなというふうに思うんですけども、当初予算でなぜこれが提出されなかったのか、これが私は縦割り行政のデメリットなのかどうかというふうに思っておりますが、そのところをどういうふうに町長お考えでしょうか。

○議長（後藤 隆夫） 町長。

○町長（小澤 浩一君） 町長。私も議員が申されましたが、メーターは僕はついてるものだところ思っておりますので、それを交換するのだとぐらいしか思っておりませんでした。それで、この問題が出てきたときに、上下水道課ではやっぱりメーターをうちで買って対応してるものですから、その方向をとったんだということで理解をしたところでございます。

以上です。

○議長（後藤 隆夫） ほかに。産業振興課長。

○産業振興課長（長町 信幸君） 産業振興課長。一般的に農林水産関係事業で行うその畑かん事業につきましては、水道メーターを使うことはありません。で、また、私ども課に当時水道事業に経験のある職員もおりませんでした。で、20年度末に雑用水事業の制度設計を行いました。また、その予算編成についても議会直前ぎりぎりのところでようやくできたのが実情でございました。そのような中で、私どもが給水管メーター及びメーターボックスを一括して工事発注をするというような考え方で見積書をとってしまいました。その後、この4月の人事異動、機構改革等に合わせたものがありまして、水道経験者が私どもの課に配属をされまして、実情の話でございまして、その中でこのような方法をすれば経費の削減ができますということを受けて、今回このような形をお願いをするところでございます。

○議長（後藤 隆夫） 13番、中村末子議員。

○13番（中村 末子君） 13番、中村末子。今お聞きになったように、本当に縦割り行政のひずみというのが私顕著にあらわれた結果じゃないかなというふうに思うんです。だから縦横無尽な行政運営をしていくことによって、さまざまな形でその場で生かされた

ノウハウがしっかりと構築されていけば、住民サービスもしっかりとできる範囲にありますし、それも安価な金額によって管理できるとか、そういったものができ上がるんじゃないかなというふうに思うんです。だからお互いに職員同士の交流研究っていうのの研修を含めて、町長、これからどのように縦割り行政のひずみをなくしていく一番大きな手立てをどういうふうに町長は考えていらっしゃるのか、そのところをちょっとお伺いしたいなと思います。

○議長（後藤 隆夫） 町長。

○町長（小澤 浩一君） 町長。今御指摘のとおり、私も町長を就任いたしましたから、この間、横のつながりを持って仕事をすることを常に申してまいりました。ことさらに機構改革をしまして、そういった面に考慮した点はございますが、まだまだ足りない分もあると思いますので、職員間で常に話し合いができるような、そういう体制をとらせていきたいと思っております。

以上です。

○議長（後藤 隆夫） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） これで質疑を終わります。

以上で、総括質疑を終わります。

お諮りをいたします。認定第1号及び議案第62号から議案第64号並びに議案第66号、以上5件につきましては、お手元に配付しました付託議案審査日程表のとおり、それぞれ所管の各常任委員会に審査を付託することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） 異議なしと認めます。したがって、認定第1号及び議案第62号から議案第64号並びに議案第66号、以上5件につきましては、各常任委員会に審査を付託することに決定をいたしました。

お諮りをします。認定第2号から認定第9号までの8件につきましては、議長及び監査委員を除く14名をもって構成する特別会計決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思っております。御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） 異議なしと認めます。したがって、認定第2号から認定第9号までの8件につきましては、議長及び監査委員を除く14名をもって構成する特別会計決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定をいたしました。

なお、委員長には副議長、副委員長には文教福祉常任委員長を指名したいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） 異議なしと認めます。したがって、委員長には副議長、副委員長には文教福祉常任委員長が決定をいたしました。

お諮りします。議案第60号、議案第61号、議案第65号、議案第67号から議案第71号までの8件につきましては、議長を除く15名をもって構成する特別会計予算及び条例審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思ひます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） 異議なしと認めます。したがって、議案第60号、議案第61号、議案第65号、議案第67号から議案第71号までの8件につきましては、議長を除く15名をもって構成する特別会計予算及び条例審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定をいたしました。

なお、委員長には副議長、副委員長には文教福祉常任委員長を指名したいと思ひます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） 異議なしと認めます。したがって、委員長には副議長、副委員長には文教福祉常任委員長が決定をいたしました。

---

○議長（後藤 隆夫） 以上で、本日の日程はすべて終了をいたしました。

これで本日は散会をいたします。

この後特別委員会を開催をしますので、20分までに第3会議室にお集まりをいただきたいと思ひます。大変御苦勞さまでした。

午後4時15分散会

---